

旭川市ジェンダー平等プラン
～みんな安心・未来計画～

(令和8年度～令和12年度)

令和8年(2026年)3月

旭川市

はじめに

本市では、男女平等を実現し、男女共同参画を推進していくため、平成 15 年（2003 年）に「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」を施行しました。条例に基づき策定した基本計画の改定を重ね、令和 3 年（2021 年）からは「第 2 次あさひかわ男女共同参画基本計画」として取組を進めてきました。また、DV 防止等に関する計画についても、令和 6 年（2024 年）に第 3 次計画を改定し「第 4 次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」として取り組んでいます。

この度、これら 2 つの計画を一つにまとめた新たな計画として、「旭川市ジェンダー平等プラン ～みんな安心・未来計画～」を策定しました。

これまで男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発をはじめ、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進、さらには重大な人権侵害である DV の防止や被害者支援を進めてまいりました。また、性的少数者への取組として導入した旭川市パートナーシップ宣誓制度では、全国の自治体間連携が形成されるなど、より大きな広がりも見られます。

現在は女性の就業率が上昇し活躍の場が広まる一方、地域には無意識の偏見や性別による固定的な役割分担意識が残り、意思決定の場への女性参画が進まず、働く女性の非正規割合は高い状況が続いています。また、人生 100 年時代の到来により、就労と健康の両立や女性の貧困が深刻な社会課題となっています。

こうした状況を踏まえ、本プランは、「人権尊重とジェンダー平等の視点に立った意識改革」を最も重要な柱として基本的方向の 1 番目に掲げました。さらに、「多様性を尊重する環境の整備」、「ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶」「困難や不安を抱える女性への支援」を基本的方向に位置付け、誰もが個性や能力を生かして多様な生き方が実現できる社会を目指します。

プランの名称では、「DV 防止」や「困難女性の支援」を「安心」の言葉に込め、未来を見据えた本市の姿を表す「未来計画」という言葉でプランのゴールを示しています。旭川市男女共同参画審議会の皆様による丁寧な議論と熱い思いが込められた名称です。

本市は本プランに基づき、ジェンダー平等社会の実現に向けて、市民や企業の皆様と課題を共有しながら、より一層取組を進めてまいります。

最後に、審議会委員の皆様をはじめ、貴重な御意見・御提言をお寄せいただいた市民や関係団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和 8 年（2026 年） 3 月

旭川市長 今 津 寛 介

目次

第1章 旭川市ジェンダー平等プランについて

1	プラン策定の趣旨	1
2	プランの位置付け	2
3	プランの背景	3
	(1) 旭川市の現状	
	(2) 国際社会及び日本の状況	
4	第2次あさひかわ男女共同参画基本計画の取組状況	10

第2章 旭川市ジェンダー平等プランの概要

1	計画の名称	13
2	計画の期間	13
3	基本理念	13
4	プランの構成	14
5	施策体系	15
6	評価指標	16

第3章 施策の展開

基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進

1	人権尊重とジェンダー平等の視点に立った意識改革	19
---	-------------------------	----

基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

1	働く場におけるジェンダー平等の推進	22
2	家庭生活におけるジェンダー平等の促進	23
3	多様な働き方への支援	26
4	地域におけるジェンダー平等の推進	29

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

1	ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶	31
2	多様性を尊重する環境の整備	34
3	困難や不安を抱える女性への支援	36
4	生涯を通じた健康支援	37

第4章 旭川市ジェンダー平等プランの推進

1	プランの推進について	39
2	プランの進捗管理	40
3	プランの見直し	40

資料編

1	旭川市男女共同参画審議会委員名簿	43
2	諮問書及び答申書	44
3	プラン策定の経過	45
4	評価指標の値の推移	49
5	関係法令等	51
6	男女共同参画のあゆみ	98

1 プラン策定の趣旨

本市では、平成9年（1997年）3月に「男女共同参画を目指す旭川女性プラン」を策定し男女共同参画に係る施策を推進する中で、国が平成11年（1999年）に男女共同参画基本法を施行したことを受け、平成15年（2003年）3月に「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」を制定しました。

その後、平成18年（2006年）3月に「あさひかわ男女共同参画基本計画2006」を、平成21年（2009年）10月には「旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、社会経済情勢など様々な変化に対応するため、それぞれの計画において改訂を重ねてきました。

計画改定を経る中で、本市では、ジェンダーによる固定的役割分担意識や、それに基づく社会慣習・制度が根強く残っており、将来展望を地域外に求める若年女性の人口流出が大きな課題となっています。また、性的マイノリティといった性の多様性への理解や尊重、DVや虐待などのあらゆる暴力の防止等、困難を抱えた人たちが安心して暮らせる社会づくりが求められています。

本計画は、令和8年度に「第2次あさひかわ男女共同参画基本計画（計画期間：令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））」の中間見直し時期を控えていたことから、男女共同参画に係る施策を計画段階から包括的に管理・運営し、より効果的に推進するため、「第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」と統合し、「旭川市ジェンダー平等プラン ～みんな安心・未来計画～」として新たに策定したものです。

本市では、このプランに掲げた方針や方向性に基づき、全ての市民が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かちあい、ジェンダーに関わりなく、その個性と能力を充分発揮しながら活躍できるジェンダー平等社会の実現を目指し、本市のジェンダー平等の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

〈用語解説〉

ジェンダー：「男性らしさ」や「女性らしさ」といった、社会通念や慣習によって作られた性別に対する考え方

性的マイノリティ：性的少数者とも。性自認と生物学的性が一致し、かつ異性を好きになる人が多数であることに對して、これと異なる要素の組み合わせを持つ人のこと。

DV：「ドメスティック・バイオレンス」の略。配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力。

ジェンダー平等：ひとりひとりの人間が、性別にかかわらず、平等に責任や権利や機会を分かちあい、あらゆる物事を一緒に決めることができること。

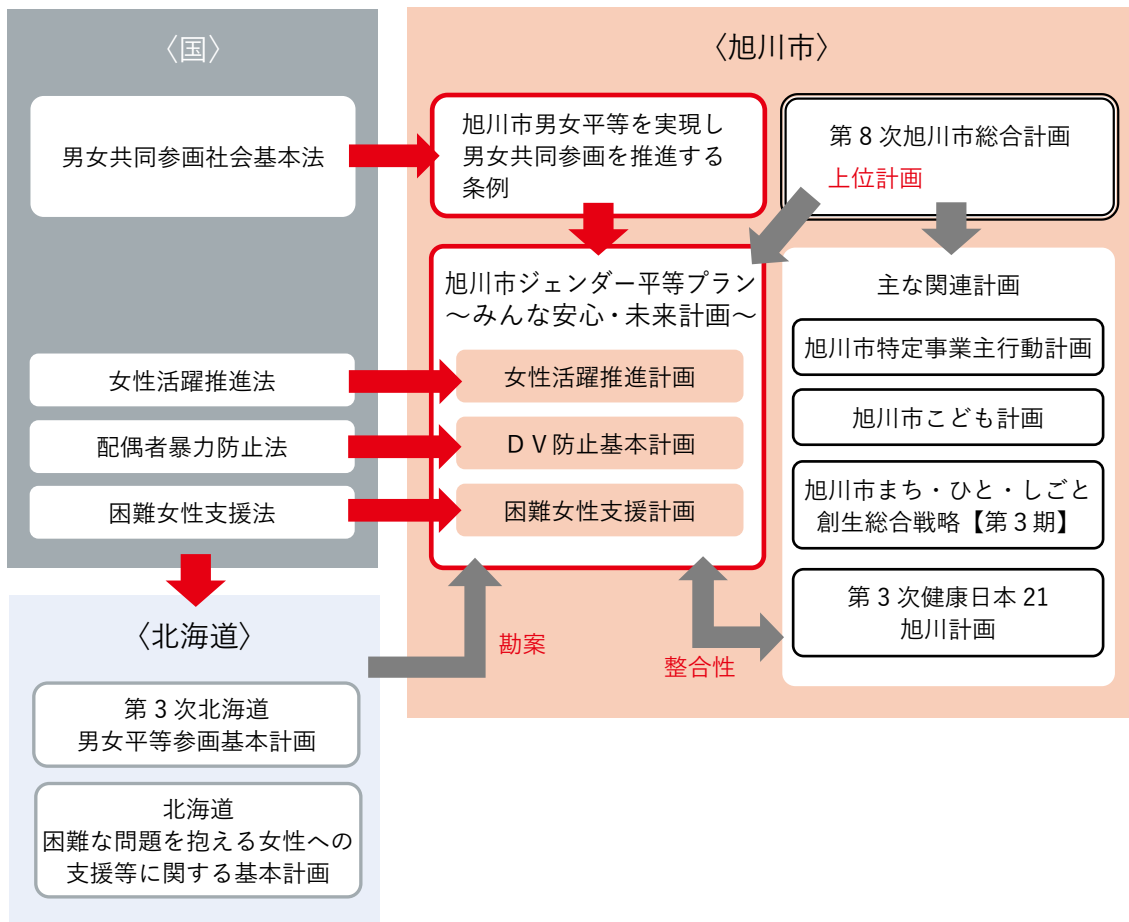
2 プランの位置付け

本プランは、男女共同参画社会基本法第14条第3項及び旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例第15条に基づく男女共同参画基本計画として策定します。

本プランには、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に定める市町村推進計画及び「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」に定める市町村基本計画、さらに令和6年(2024年)4月に施行した「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(困難女性支援法)」に定める市町村基本計画を含めています。

また、本市の市政運営における最上位計画である「第8次旭川市総合計画」の個別計画に位置付けられるとともに、「旭川市特定事業主行動計画」や「旭川市こども計画」を始め、関連のある各分野の個別計画とも連携して推進していきます。

〈全体の位置付け〉



3 プランの背景

(1) 旭川市の現状

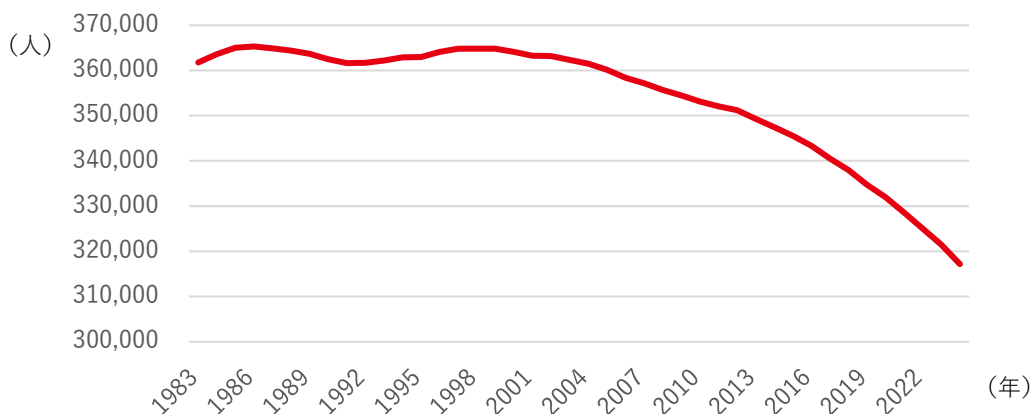
本市では、平成18年（2006年）に「あさひかわ男女共同参画基本計画2006」を策定してから20年が経過しましたが、本市が実施した「令和6年度男女共同参画に関する市民意識調査」などの結果を見ると、「政治の場」や「社会通念・習慣・しきたり」を始めとして、多くの場面で「男性優遇」と感じている割合が高くなっており、ジェンダー平等社会の実現には至っていません。

こうした現実を打開し、性別に関わらず誰もがその個性と能力を十分発揮できる社会を実現するためには、市民、企業、行政が課題と目標を共有し、一体となってこれまで以上に取り組んでいく必要があります。

また、人口減少や少子高齢化、世帯構成の急激な変化など、目まぐるしく変化する社会情勢の中において、ジェンダー平等に取り組むことは、地域社会の担い手を確保し、持続可能で活力ある社会の実現につながるとともに、「男女」にとどまらず年齢や性的指向や性自認に関することも含め、幅広く多様な人々を取り込み、全ての人が幸せを感じられる社会の実現にもつながります。

人口減少社会の到来

本市の人口は、平成15年（2003年）頃までは、ほぼ横ばいで推移していましたが、その後減少に転じ、平成25年（2013年）には35万人、令和3年（2021年）には33万人を割り込み、想定を上回るペースで人口減少が進んでいます。特に34歳以下の若年層の転出超過に歯止めがかからないことから、少子高齢化も進行し、都市機能の担い手不足が顕在化しています。令和4年（2022年）の合計特殊出生率は全国よりも低い値となっており、今後、理想的な人口推移となった場合でも、2060年の本市人口は21万人と予想されています。



図表1-1 「旭川市の人口推移」(出展：旭川市総務部)

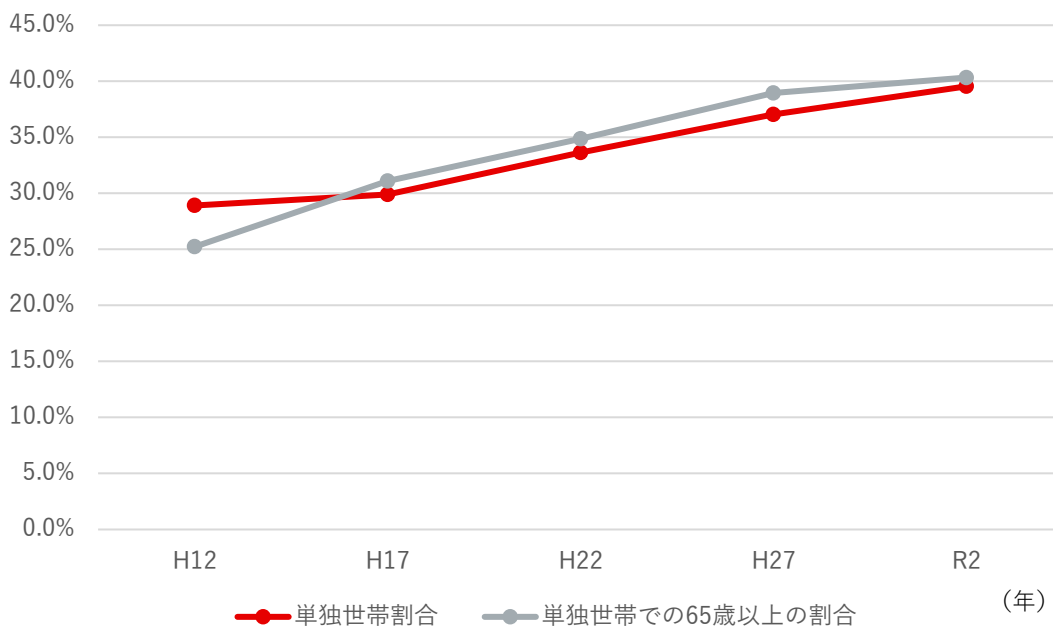
	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
旭川市	1.28	1.28	1.31	1.32	1.32	1.31	1.26	1.27	1.26	1.14
全国	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.34	1.3	1.26

図表 1 - 2 「合計特殊出生率」(出展：旭川市統計書)

世帯構成の変化と若年層の転出

本市では、総人口が減少傾向で推移している一方で、単独世帯の増加に伴い世帯数は増加しています。

単独世帯の割合は平成 12 年(2000 年)に 28.9%、平成 22 年(2010 年)に 33.6%でしたが 10 年後の令和 2 年(2020 年)には 39.5%となっています。また、単独世帯のうち、65 歳以上の世帯の割合は平成 12 年(2000 年)が 25.2%、平成 22 年(2010 年)に 34.9%でしたが令和 2 年(2020 年)には 40.3%と増加し、4 割を超えています。



図表 1 - 3 「単独世帯の割合」(「国勢調査」結果から作成)

人口の転出入は、年によって変動はありますが、55～64 歳及び 65 歳以上は転入超過となっている一方、その他の年齢階層においては、ほぼ転出超過が続いており、特に 15～19 歳の転出超過が多く、平成 2 年(1990 年)から令和 5 年(2023 年)までいずれの年も最も転出超過数が多い年齢階層となっています。道内の転出先としては札幌市が最も多く、平成 2 年(1990 年)から令和 5 年(2023 年)まで転出超過が続いています。

政策・方針決定過程への女性の参画

第1章

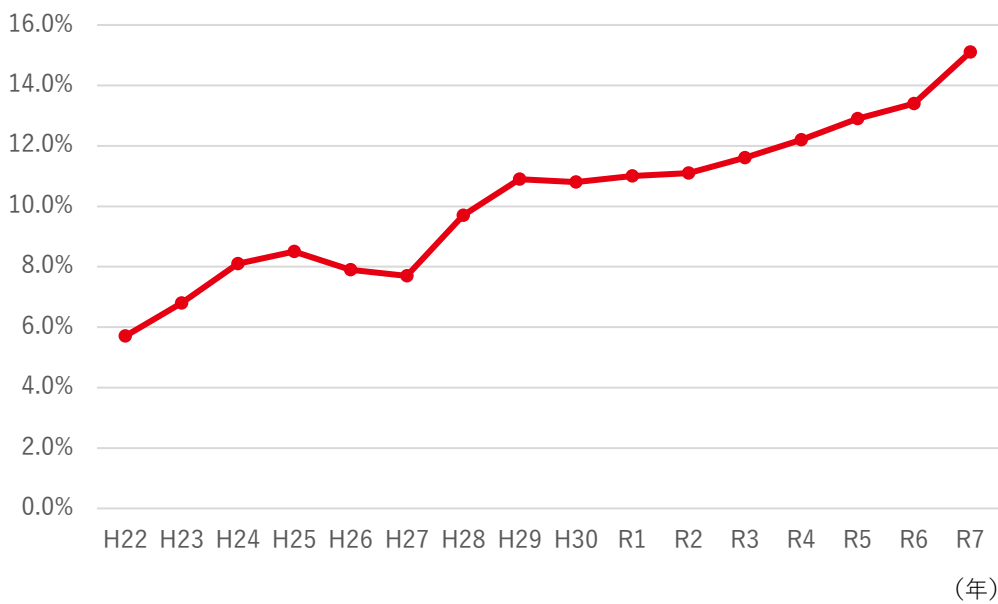
第2章

第3章

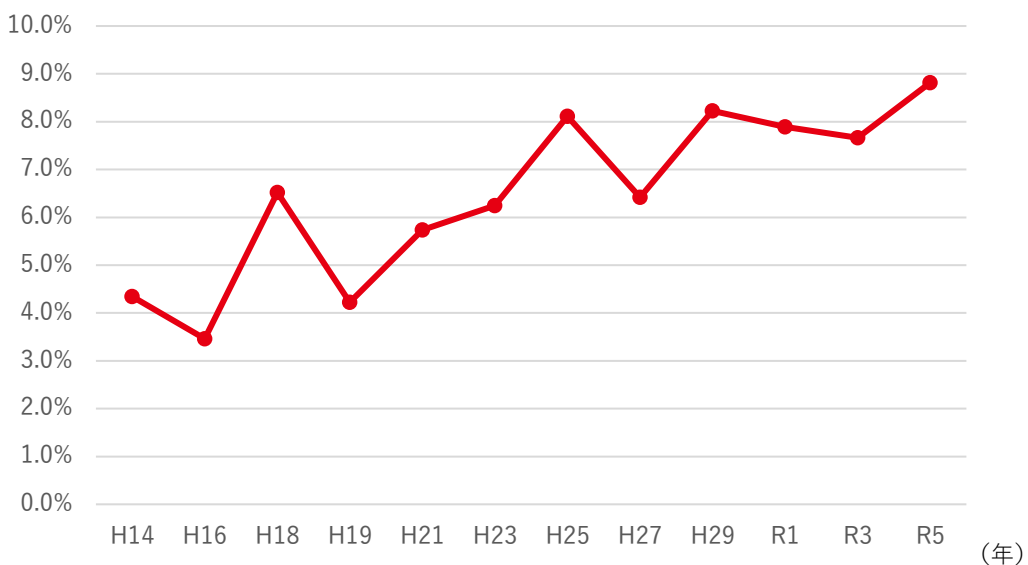
第4章

資料編

女性の政策・方針決定過程への参画は、市の女性管理職割合は平成22年(2010年)の5.7%から令和7年(2025年)の15.1%に上昇し、企業の管理職における女性の割合も平成23年(2011年)の6.2%から令和5年(2023年)に8.8%に上昇するなど着実に進んでいるものの、国全体としても、世界経済フォーラムによる各国の男女間の格差を数値化したジェンダーギャップ指数(2025年)で政治参画と経済参画の値が低い状況になっており、引き続き女性参画の推進を進めていく必要があります。



図表1-4 「市職員の管理職における女性の割合」(出展:旭川市総務部)



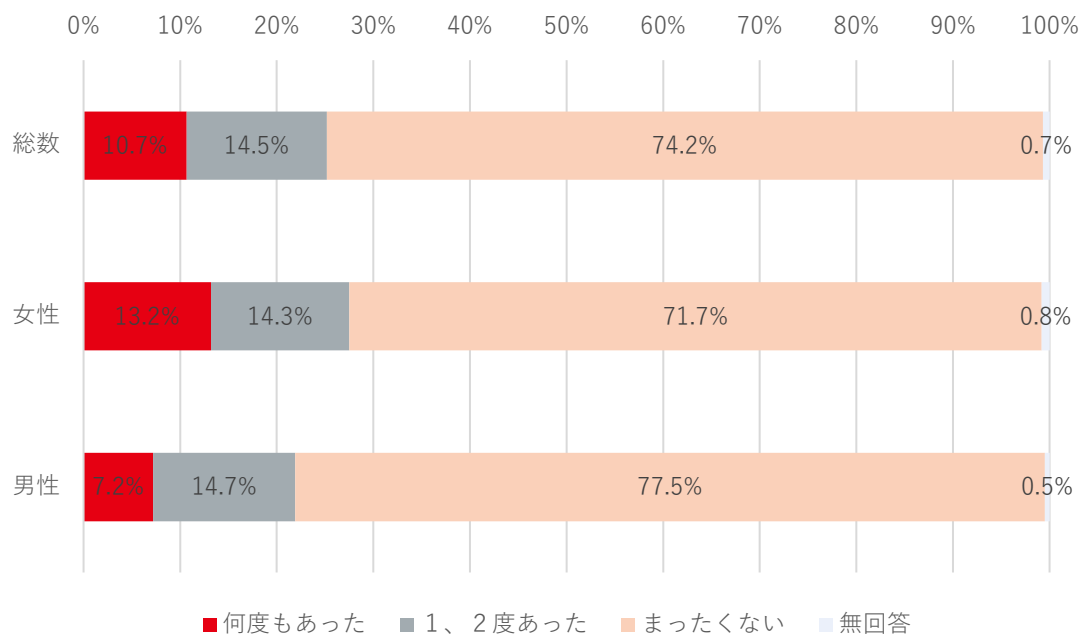
図表1-5 「企業における女性管理職の割合」(出展:旭川労働基本調査)

就労の場におけるジェンダー平等

本市の女性就業率は45.2%と全国に比べ非常に低く、市内民間企業における59歳以下の正規従業員数の女性割合が28.2%であることに對し、非正規従業員の人数は、女性が男性の2.2倍となっています。また、就労先としては小売や製造業、サービス業や老人介護・福祉などの現場対応が主な業務であるため、育児や介護で働き方に制約が生じた場合には、就労を継続することが困難になることは容易に想像できる状況です。さらに、女性が就労しやすい事務職や軽作業については、有効求人倍率が他の業種と比べて著しく低いため所得の向上が見込めない状況にあり、こうした既存の働き方では将来展望が描きにくくなっています。

パートナー等からの暴力

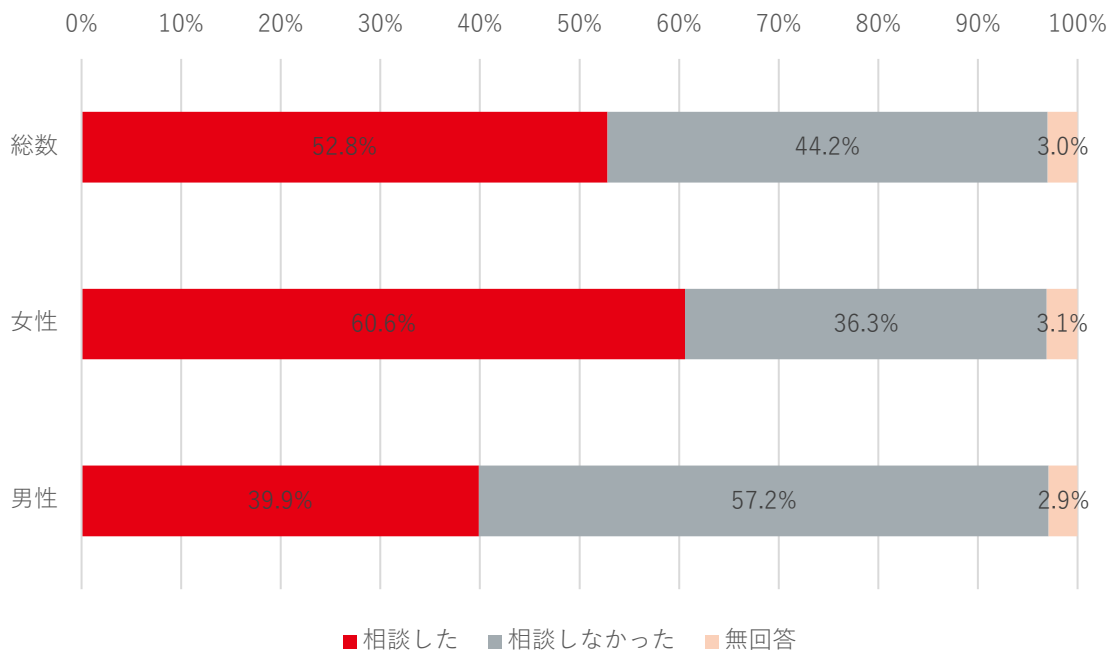
国の調査では「これまでに結婚したことがある」と答えた人のうち、配偶者から暴力被害を受けたことがあると回答した人（「何度もあった」「1、2度あった」の合計）は、25.2%となっており、男性は、21.9%で約5人に1人の割合、女性は、27.5%で約4人に1人の割合となっています。



図表1-6 「配偶者からの暴力の経験」

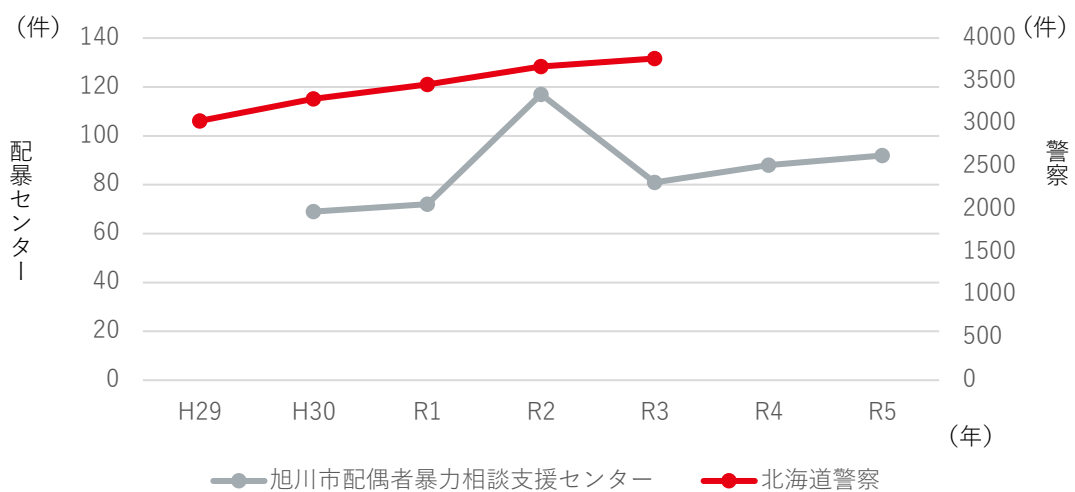
（内閣府 男女間における暴力に関する調査（令和5年度調査）から作成）

しかしながら、配偶者からの何らかの被害を受けた際にどこにも相談しなかった人が44.2%、男性では57.2%、女性では36.3%となっており配偶者から暴力を受けても、それを重大な問題として考えていない、また、自分に非があると考えて、誰にも相談せずにいる人がいることが分かります。



図表1-7 「配偶者からの暴力の相談の有無」
(内閣府 男女間における暴力に関する調査(令和5年度調査)から作成)

本市におけるDVに関する窓口である配偶者暴力相談支援センターへの相談件数は、年間80件前後で、近年は概ね横ばい(コロナ給付金関連の相談があった令和2年度を除く)ですが、警察への相談件数は増えており、配偶者等に対する暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることや暴力の当事者とならないための教育や、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を続けていく必要があります。



図表1-8 「DV相談件数」
(出展：第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画)

(2) 国際社会及び日本の状況

国際社会の状況

国際社会での男女共同参画の動きとしては、国連が「国際婦人年」と定めた昭和50年（1975年）以降、取組が継続しています。

昭和54年（1979年）には女性差別の撤廃のため、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）が国連総会で採択されました。

平成7年（1995年）に北京で開催された第4回世界女性会議において「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、これにより各国政府がジェンダー平等を目指す取組の指針が示されました。

平成23年（2011年）には、ジェンダー平等と女性のエンパワーメント（能力強化）を目的とした国際的な機関である、国連女性機関が設立しています。

平成27年（2015年）のサミットでは「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、その中で目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う」として、ジェンダー平等の実現が掲げられています。

令和5年（2023年）にはG7栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合が開催され、ジェンダー平等と全ての女性と女児のエンパワーメント（能力強化）に関する「G7ジェンダー平等大臣共同声明（日光声明）」がまとめられています。

世界各国が男女共同参画・女性の参画拡大に取り組み、様々な分野で男女共同参画が進展する一方で、ジェンダーギャップ指数において、日本は令和7年（2025年）の順位は148か国中118位と先進国では最低水準となっています。

日本の状況

日本では女子差別撤廃条約の批准に向け、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（男女雇用機会均等法）の制定などを進め、昭和60年（1985年）に批准国となりました。

平成11年（1999年）に「男女共同参画社会基本法」が制定され、それ以降、同法に基づく男女共同参画基本計画をはじめとした様々な取組が実施されてきました。

さらに、平成13年（2001年）には「配偶者暴力防止法」が施行され、配偶者からの暴力への対策がなされました。平成25年（2013年）には生活の本拠を共にする交際相手からの暴力についても法の対象となりました。

平成28年（2016年）に「女性活躍推進法」が施行され、一定規模以上の事業主は、数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が義務となりました。令和元年（2019年）、令和4年（2022年）と順次改正し対象事業所が拡大しています。令和7年には「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」が公布され、女性活躍推

進法の期限が令和18年（2036年）まで延長されました。

平成28年（2016年）には「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が改正され、介護休業の分割取得や取得単位の柔軟化、育児・介護休業の取得要件の緩和、上司・同僚からの妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由とする嫌がらせ等（マタニティハラスメント・パタニティハラスメント）の防止措置を義務付ける規定が設けられました。令和3年（2021年）改正では男性の育休取得促進（産後パパ育休）などを進め、令和6年（2024年）改正では子の看護休暇の見直しなどが行われました。

また平成28年（2016年）に「男女雇用機会均等法」を改正し、妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務を位置づけ、対策を強化しています。

平成30年（2018年）には、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治分野においても男女共同参画を効果的かつ積極的に推進しています。

令和2年（2020年）年12月に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では“目指すべき社会”として、

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

を示しています。

令和4年（2022年）には性をめぐる個人の尊厳を守るための法律である、「AV出演被害防止・救済法」が制定されました。

また、令和5年（2023年）には「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、多様性に関する国民の理解の増進のための基本理念や国・自治体の役割、知識の普及に必要な施策などが定められました。

令和6年（2024年）には「困難女性支援法」が施行され、困難な問題を抱える女性一人一人のニーズに応じ、本人の立場に寄り添った切れ目ない包括的な支援が始まりました。

4 第2次あさひかわ男女共同参画基本計画の取組状況

第2次あさひかわ男女共同参画基本計画（令和3年度（2021年度）～令和12年度（2030年度））の数値目標の達成状況は、多くの項目で順調に推移しており、既に目標を達成しているものもあります。一方で、男女共同参画社会の形成や女性の社会参画に関する項目では目標値を下回っている状況です。

その背景として、家事や育児、家族の介護等の家庭責任の多くを女性が担っていること、男性を中心とした雇用慣行や社会制度が維持されていることや、性別に基づく固定的役割分担意識が根強いことなどが考えられます。

■ 基本目標1 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革の促進

基本的方向	評価指標	策定時数値	直近値	目標値
1	性別に基づく固定的役割分担の考え方に反対の人 ※「反対である」と「どちらかといえば反対である」と回答した人の割合	52.1% (R1)	66.1% (R6)	62% (R11)
	男女共同参画社会の形成についての満足度 ※「満足」と「まあ満足」と回答した人の割合	12.6% (R1)	11.3% (R5)	15.6% (R11)

性別に基づく固定的役割分担の考え方に反対の人の割合は5年間で大きく伸び、男女共同参画意識が順調に浸透しています。一方で、男女共同参画社会の形成への満足度は計画策定時よりも後退しており、市民への男女共同参画意識の浸透に対して社会風土や環境が追い付いていないことが考えられます。

今後も様々な取組や啓発を通して、男女共同参画の社会全体への浸透を進め、市民意識と社会の現状のギャップを埋めていく必要があります。

■ 基本目標II あらゆる分野における男女共同参画の促進

基本的方向	評価指標	策定時数値	直近値	目標値
2	市の附属機関等における女性委員の割合	25.5% (R2)	28.2% (R7)	36% (R12)
	市職員の管理職における女性の割合 ※保育士・消防職・医療技術関係職を除いた行政職全体の割合	11.1% (R2)	15.1% (R7)	15% (R8)
	企業の管理職における女性の割合 ※課長職以上の女性の割合	7.9% (R1)	8.8% (R5)	15% (R11)
3	市の附属機関等における女性委員の割合〈再掲〉	25.5% (R2)	28.2% (R7)	36% (R12)

各指標の女性登用の割合は確実に上昇しているものの、目標達成に向けた伸びは鈍い状況です。ジェンダーギャップ指数において国全体としても政治参画と経済参画の値が低い状況になっており、市としてより一層女性の登用を進めるとともに、企業への女性活躍の重要性の啓発や支援により女性の参画を推進していく必要があります。

■ 基本目標III 誰もが働きやすい環境づくり

基本的方向	評価指標	策定時数値	直近値	目標値
4	女性就業率	39.8% (R1)	45.2% (R3)	43% (R6)
5	ワークライフバランスを実現できていると思う人の割合 ※対象年齢 18歳～59歳	17.1% (R1)	18.2% (R5)	22% (R11)
	市職員の年次有給休暇取得率 ※標準付与日数(20日)に対する取得日数の割合	11.6日 (R1)	13.7日 (R6)	15日 (R8)
	企業に勤める人の年次有給休暇取得率 ※平均取得率が60%以上の企業の割合	19.9% (R1)	35.9% (R5)	35% (R11)
	市職員の男性の育児休業取得率	10.5% (R1)	62.5% (R6)	20% (R8)
	企業に勤める男性の育児休業取得率 ※取得率10%以上の企業の割合	6.8% (R1)	54.2% (R5)	13.6% (R11)

女性就業率、ワークライフバランスの実現、有給休暇や育児休業の取得率などは数値が上昇して、既に目標を達成した項目もあるなど誰もが働きやすい環境が整備されていることが読み取れます。特に男性の育児休業取得率は順調に推移し、目標値を大きく上回りました。

継続して取組を進め、雇用等の分野での性別に基づく固定的役割分担意識の解消を推進し、男女ともにワークライフバランスの充実した職場環境を整えていくことが重要です。

■ 基本目標Ⅳ 誰もが安心して暮らせる社会の形成

基本的方向	評価指標	策定時数値	直近値	目標値
6	相談機会が確保されていると感じている市民の割合 ※「充実している」と「まあ充実している」と回答した人の割合	24.9% (R1)	23.2% (R5)	34% (R5)
7	健康寿命 (健康) 健康寿命 歳 (平均) 平均寿命 歳	(健康) 男 79.32 歳 女 83.75 歳 (平均) 男 80.70 歳 女 86.65 歳 (H29)	(健康) 男 78.93 歳 女 83.93 歳 (平均) 男 80.00 歳 女 86.39 歳 (R5)	平均寿命の増加分を上回る健康寿命の増加

相談機会が確保されていると感じている市民の割合は目標を大きく下回り、計画策定時の値よりも下回っています。LINE 相談や LGBTQ の相談の開始や若年層への相談窓口の周知に取り組む中、社会経済情勢の変化で健康や生活への相談を意識する機会が増え、相談機会への期待が高まっていると考えられます。健康寿命については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、全国的に平均寿命が短くなっており、本市においても同様です。一方で、平均寿命の減少よりも健康寿命の減少の方が少なく、日常生活に制限のある期間が基準値より短縮したため、目標達成と評価しました。

周知や啓発などの取組を継続し、誰もが安心して暮らせる社会の形成を進めます。

1 計画の名称

■ 旭川市ジェンダー平等プラン ～みんな安心・未来計画～

本計画の名称は、社会における多様な性のあり方への意識が浸透してきたことを受け、これまでの「男女」に代わり「ジェンダー」を採用し、男女共同参画をジェンダー平等としています。また、これまで個別の計画として定めていた男女共同参画基本計画とDV防止基本計画を統合した計画とすることから、従前計画と異なるものであることを明確にするため、「計画」を「プラン」と言い換えています。サブタイトルでは「DV防止」や「困難女性支援」を「安心」と表現し、その目指す先を「未来計画」と名付けました。

2 計画の期間

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

3 基本理念

本プランは、「旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例」に定める7つの基本理念を具現化するための基本的な計画として策定するものです。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立
- (5) 教育及び学習における男女共同参画への配慮
- (6) 性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮
- (7) 国際社会における取組の配慮

4 プランの構成

本プランは、目標である「ジェンダー平等社会の実現」に向けて本市の施策を総合的かつ計画的に推進するため、3つの「基本目標」を設定し、その下に9つの「基本的方向」と22の「施策の方向性」により構成されています。

なお、前計画である第2次あさひかわ男女共同参画基本計画では、4つの基本目標を設定していましたが、基本目標と各法令に定める基本計画を対応させるため、本プランでは基本目標を3つに整理し、基本的方向と施策の方向性についても、整理・統合・追加しています。

■ 基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進

性別による固定的役割分担意識を解消し、社会のあらゆる分野においてジェンダー平等の意義や目的が理解されるよう、あらゆる世代への啓発活動や学習機会を充実するとともに、ジェンダー平等の視点に立った活動への支援や積極的な広報、人権尊重に関する相談を通して、ジェンダー平等意識を醸成していきます。

■ 基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

家庭や職場はもとより、地域活動や防災活動等のまちづくりの場など、あらゆる組織や場面において、誰もが対等に参画できる環境づくりを目指し、家庭や企業に向けた支援に取り組みます。

■ 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

重大な人権侵害である配偶者等への暴力や性犯罪、セクシュアルハラスメントなど、ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶を目指し、暴力を容認しない意識の醸成や被害の防止、被害者への支援に取り組みます。

また、雇用や所得、妊娠・出産や暴力被害など、様々な要因により女性の課題が多様化、複雑化してきたことから、貧困等生活上の困難を抱えた女性への支援体制を充実させるとともに、長く心身の健康を保ち、経済的自立を維持できるよう、女性特有の健康課題への理解促進と男女の生涯を通じた健康を支援します。

加えて、年齢や障がいの有無、性的指向・性自認に関することなども含めて、幅広く多様な人々を取り込んだ、誰もが安心して暮らせる環境整備に取り組んでいきます。

5 施策体系

目標 ジェンダー平等社会の実現

基本目標	基本的方向	施策の方向性	含まれる計画と該当箇所
基本目標 I ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進	基本的方向 1 人権尊重とジェンダー平等の視点に立った意識改革	施策の方向性 1 人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習の推進 施策の方向性 2 ジェンダー平等の視点に立った活動への支援 施策の方向性 3 人権尊重やジェンダー平等に関する相談の充実 施策の方向性 4 広報・啓発活動の充実と積極的な情報の発信	
	基本目標 II あらゆる分野でのジェンダー平等の推進	基本的方向 1 働く場におけるジェンダー平等の推進	施策の方向性 1 政策・方針決定への女性の参画の拡大 施策の方向性 2 活躍のさらなる推進のための意識改革 施策の方向性 3 誰もが働きやすい就業環境の整備
基本的方向 2 家庭生活におけるジェンダー平等の促進		施策の方向性 1 男性の家庭生活への参画の促進 施策の方向性 2 仕事と子育て・介護を両立できる支援の充実	
基本的方向 3 多様な働き方への支援		施策の方向性 1 就業ニーズに応じた支援 施策の方向性 2 起業支援の充実	
基本的方向 4 地域におけるジェンダー平等の推進		施策の方向性 1 地域活動におけるジェンダー平等意識の醸成 施策の方向性 2 ジェンダー平等の視点に立った防災体制づくり	
基本目標 III 誰もが安心して暮らせる社会の実現	基本的方向 1 ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶	施策の方向性 1 あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり 施策の方向性 2 DV被害者への支援体制の充実 施策の方向性 3 性暴力・性被害に関する啓発	DV防止基本計画
	基本的方向 2 多様性を尊重する環境の整備	施策の方向性 1 多様な性のあり方への理解促進の支援 施策の方向性 2 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備	
	基本的方向 3 困難や不安を抱える女性への支援	施策の方向性 1 貧困等生活上の困難を抱えた女性への支援 施策の方向性 2 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実	困難女性支援基本計画
	基本的方向 4 生涯を通じた健康支援	施策の方向性 1 女性の生理と妊娠等に関する健康支援と理解の促進 施策の方向性 2 ライフステージに応じた健康づくりの推進	

6 評価指標

評価指標は、成果を図るために設定するもので、目標値を定め、計画の進捗管理に活用します。

(1) 指標項目の考え方

これまでの取組への効果について継続的な状況把握が必要なことから、原則として、前計画である第2次あさひかわ男女共同参画基本計画の評価指標を踏襲しています。また、本プランの策定に当たり、新たに整理・追加した「基本的方向」と「施策の方向性」に対応するよう、必要に応じて新たな評価指標を追加しています。

(2) 目標値の考え方

第2次あさひかわ男女共同参画基本計画の終期が令和12年度(2030年度)であったことから、従前の目標値を踏襲しています。既に目標値に到達している項目や、今回、新たに設定した項目は、社会経済情勢等を踏まえて新たな目標値を設定するとともに、第8次旭川市総合計画などの関係計画と整合性を図っています。

(3) 指標数値の出展

評価指標の一部は、次の調査等の結果を踏まえて、目標年度を当該調査の時期に合わせて設定しています。

○ 旭川市民アンケート調査

市政や市民生活に関する市民意識等を把握するために本市が実施し、調査頻度は2年に1回(奇数年度)。

○ 旭川市労働基本調査

市内企業における従業員の雇用実態を把握するために本市で実施し、調査頻度は2年に1回(奇数年度)。

○ 旭川市男女共同参画に関する市民意識調査

男女共同参画に関する市民の意識や実態、ニーズを把握するために、本市がおおむね5年に1回の頻度で実施するが、関係法令の改正等の社会経済情勢の変化に鑑みて必要に応じて実施。

○ 経済センサス基礎調査

全ての産業分野における事業所の活動状態等の基本構造を全国及び地域別に明らかにするために、国が実施している調査。調査頻度は5年に1回(次回は令和11年(2029年))。

(4) 評価指標一覧

■ 基本目標Ⅰ ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進

基本的方向	評価指標	現状値	目標値(R12)
1	性別に基づく固定的役割分担の考え方に反対の人 ※「反対」と「どちらかといえば反対」と回答した人の割合	66.1% (R6)	71.1% (R11)
	男女共同参画社会の形成についての満足度 ※「満足」と「まあ満足」と回答した人の割合	11.3% (R5)	15.6% (R11)

■ 基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

基本的方向	評価指標	現状値	目標値(R12)
1	市の附属機関等における女性委員の割合	28.2% (R7)	36% (R12)
	市職員の管理職における女性の割合 ※保育士・消防職・医療技術関係職を除いた行政職全体の割合	15.1% (R7)	30% (R12)
	企業の管理職における女性の割合 ※課長職以上の女性の割合	8.8% (R5)	15% (R11)
2	ワーク・ライフ・バランスを実現できていると思う人の割合(18~59歳)	18.2% (R5)	22% (R11)
	市職員の年次有給休暇取得率 ※標準付与日数(20日)に対する取得日数割合	13.7日 (R6)	15日 (R12)
	企業に勤める人の年次有給休暇取得率 ※平均取得率が60%以上の企業の割合	35.9% (R5)	60% (R11)
	市職員の男性の育児休業取得率 ※2週間以上	62.5% (R6)	85% (R12)
	企業に勤める男性の育児休業取得率 ※取得率10%以上の企業の割合	54.2% (R5)	90% (R11)
3	女性就業率	45.2% (R3)	48% (R9)
	テレワークへの取組状況	14.6% (R5)	34.4% (R11)
4	地域社会において「平等になっている」と感じている人の割合	25.6% (R6)	33.3% (R11)

■ 基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

基本的方向	評価指標	現状値	目標値 (R12)
1	相談機会が確保されていると感じている市民の割合 ※「思う」と「どちらかといえば思う」と回答した人の割合	23.2% (R5)	30% (R9)
2	性的少数者が生きづらい社会だと思う人の割合 ※「思う」と「どちらかといえば思う」と回答した人の割合	60.7% (R6)	50% (R11)
	高齢者福祉サービス利用件数	30,683件 (R5)	35,700件 (R9)
	地域における障がい者への理解度 ※「浸透している」と「少し浸透している」回答した人の割合	20.4% (R5)	22.5% (R11)
3	自立相談支援等の件数	1,888件 (R4)	2,077件 (R9)
4	ふだんから健康のために何か取り組んでいる市民の割合	48.6% (R5)	60% (R9)

第3章

施策の展開

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

基本目標1 ジェンダー平等の実現に向けた意識改革の促進

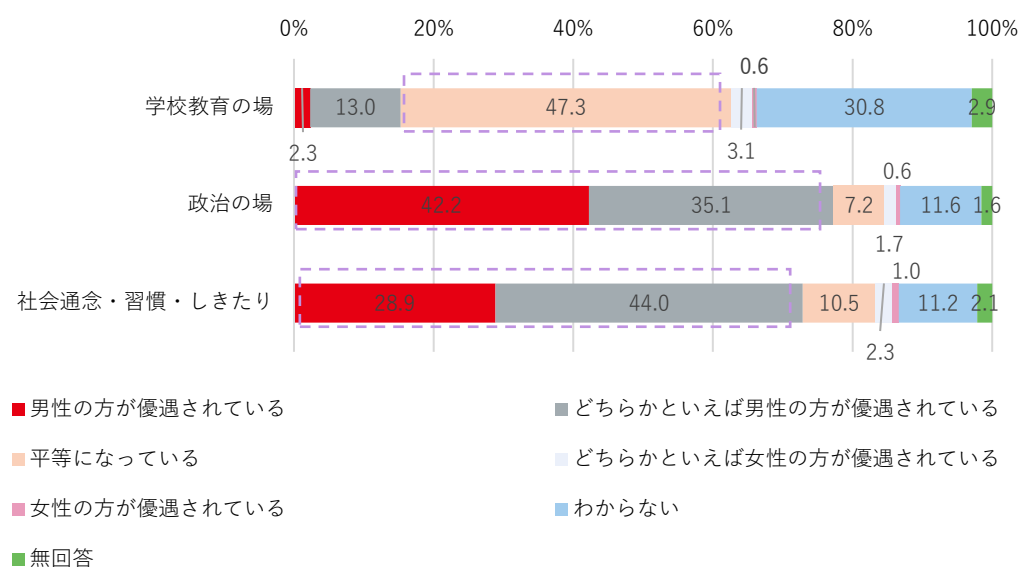
全ての人々がジェンダーにかかわらず、互いにその人権と個性を尊重することは、ジェンダー平等社会を実現するための基盤となるものです。家庭や職場、学校、地域など、あらゆる場面でジェンダー平等の視点が活かされるように、あらゆる世代に向けた取組により意識改革を進めます。

基本的方向1 人権尊重とジェンダー平等の視点に立った意識改革

〈現状と課題〉

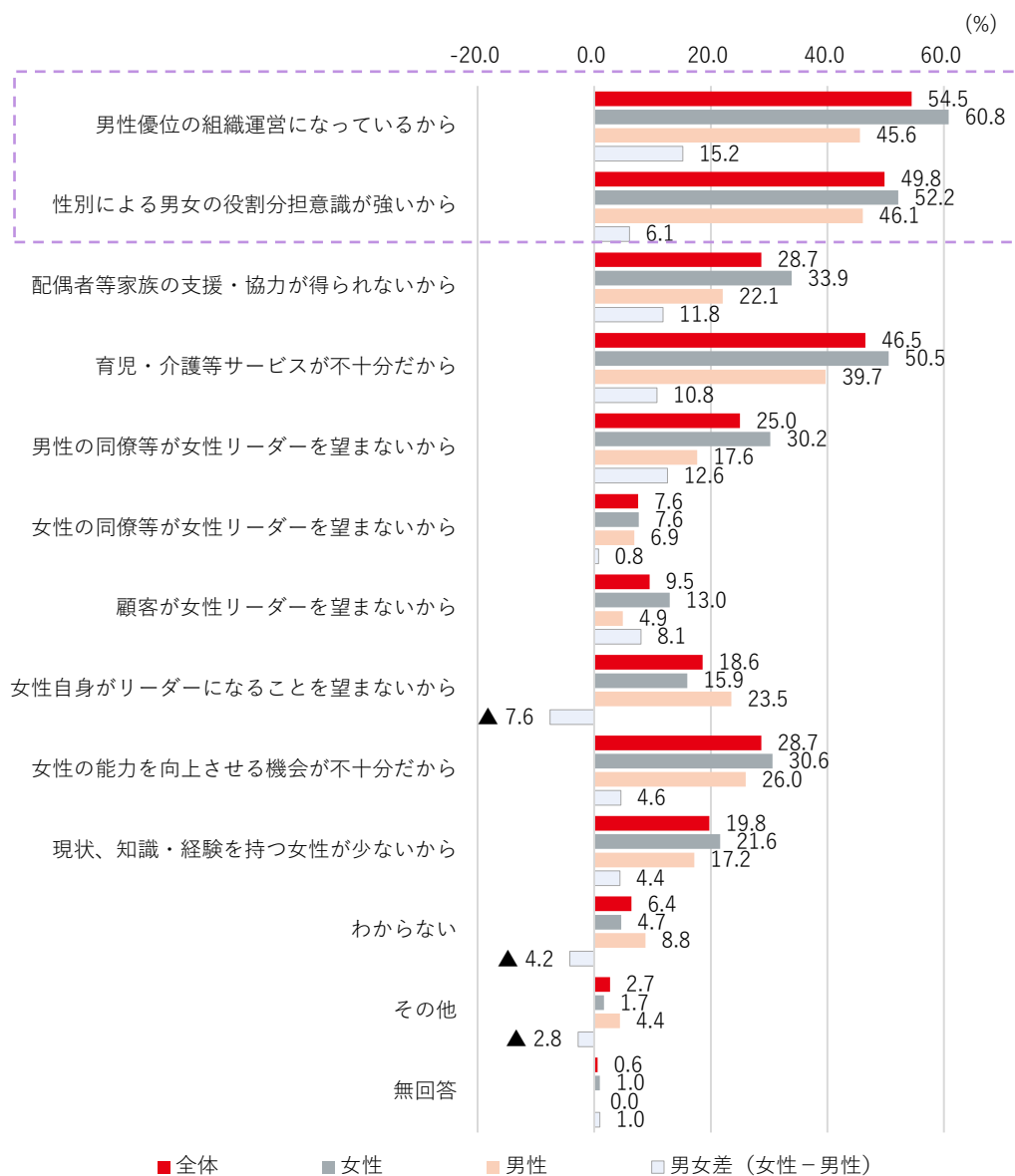
全ての人々が個性と能力を發揮できるジェンダー平等社会を実現していくためには、一人一人が、互いの人権を尊重するという認識を持つことが重要です。

令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「学校教育の場」では男女が平等になっているという回答の割合が高かったですが、特に、「政治の場」と「社会通念・習慣・しきたり」では男性が優遇されているという意識が7割を超えています。



図表3-1 「男女の平等感（抜粋）」（出展：R6本市調査）

その理由としては男女ともに、「男性優位の組織運営になっているから」、「性別による男女の役割分担意識が強いから」が上位となっています。また、評価指標の数値からは、市民に男女共同参画意識が浸透している一方で、男女共同参画社会の形成への満足度は後退しています。



図表3-2 「政策・方針決定に女性の参画が少ない理由」(出展：R6本市調査)

時代の変遷の中で、少しずつ人々の意識は変化してきていますが、長い歴史の中で培われた性別による固定的役割分担の考え方等がまだまだ存在しています。男女共同参画の社会全体への浸透を進めることで市民意識と社会の現状のギャップを解消していく必要があります。

〈施策の方向性〉**① 人権尊重やジェンダー平等に関する教育・学習の推進**

- 学校教育全般を通じて、全ての人の人権が尊重され、一人一人が自立して個性と能力を発揮できるよう、学習内容や学習指導の充実を図ります。
- 幅広い年齢の市民がジェンダー平等について学び理解する機会を提供することで意識醸成を図ります。

② ジェンダー平等の視点に立った活動への支援

- ジェンダー平等を推進する取組をしている市民団体等への活動支援や活動の場の提供等を実施します。

③ 人権尊重やジェンダー平等に関する相談の充実

- あらゆる場面での相談機会及び相談体制の充実に努めます。

④ 広報・啓発活動の充実と積極的な情報の発信

- 市のホームページや SNS 等を活用した広報や周知の実施と市民を対象としたセミナーや研修などによる啓発活動に取り組みます。

基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

全ての人々がジェンダーにかかわらず、自分らしく働き、暮らすことのできる社会の実現に向けて、多様な働き方やジェンダー平等、多様性の受容の考え方が定着するような取組を実施します。

基本的方向1 働く場におけるジェンダー平等の推進

〈現状と課題〉

評価指標としている様々な位置での女性割合は上昇していますが、数値の伸びは鈍く、さらなる推進が必要です。国全体としてもジェンダーギャップ指数の「政治参画」、「経済参画」分野の順位が低くなっており、本市においても女性の活躍は増えてきているものの、性別による役割分担の意識が強い状態にあります。

女性の活躍に加え、男性の育児参画も併せて広まるよう、意識啓発や環境整備が必要です。

〈施策の方向性〉

① 政策・方針決定への女性の参画の拡大

- 本市が審議会の女性委員や職員の女性管理職登用に積極的に取り組むとともに、企業に対してもジェンダー平等の考え方に基づいた職場環境整備の意識の醸成や情報提供に取り組めます。

② 女性活躍のさらなる推進のための意識改革

- 就労に要するスキルの習得支援と就労支援、女性の社会参画を促進するイベントや起業に関するセミナーの開催等により、自発的な活動の促進を継続し、起業への気運を高めていきます。

③ 誰もが働きやすい就業環境の整備

- ワークライフバランスの必要性や有効性について、市民や企業、市職員に対して意識啓発を図ります。
- 就労継続やキャリア形成への支援、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止など、男女が共に健やかに就労を継続できるような取組を実施します。

基本的方向2 家庭生活におけるジェンダー平等の促進

第1章

第2章

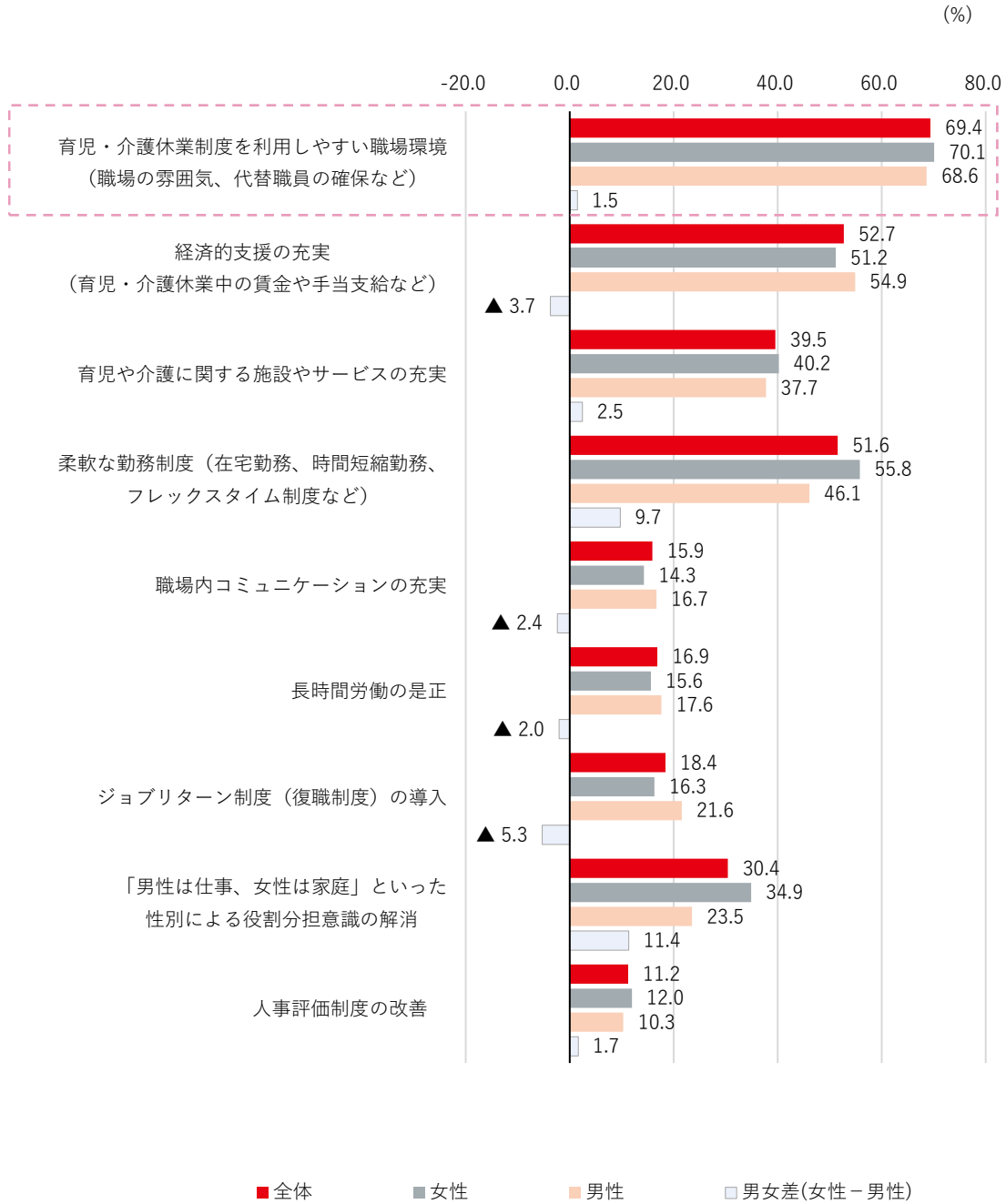
第3章

第4章

資料編

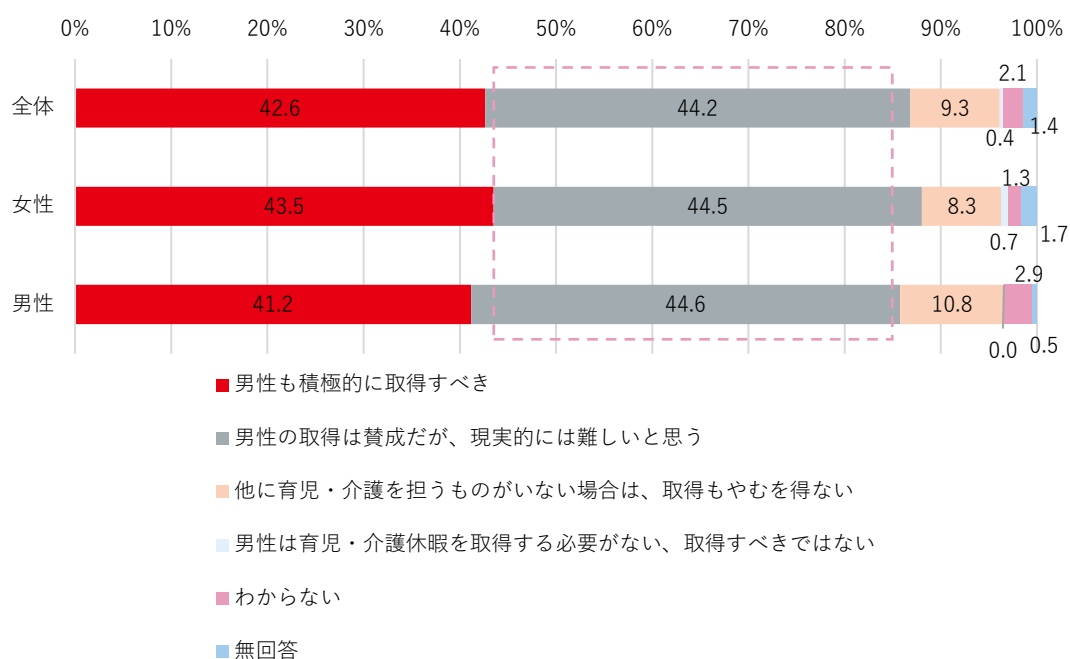
〈現状と課題〉

令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、男女が共に仕事と家庭生活を両立していくために必要なこととして、「育児・介護休業制度を利用しやすい職場環境」が最も割合の高い回答でした。



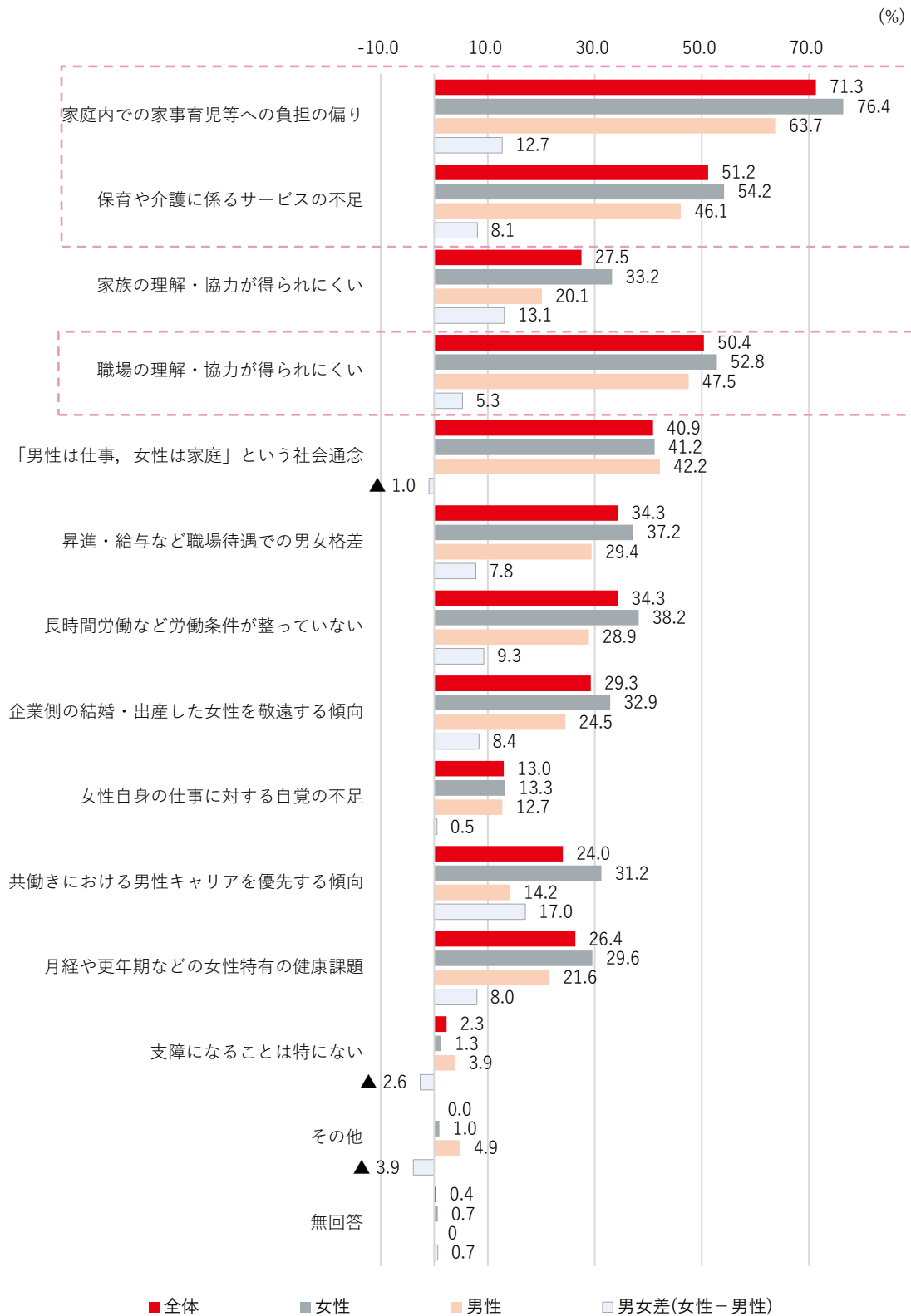
図表3-3 「仕事と家庭の両立支援について」(出展: R6 本市調査)

一方で、男性の「育児休業」や「介護休業」の利用についての設問の回答では、「男性の取得は賛成だが、現実的には難しいと思う」という回答が4割以上と最も多い状況です。



図表3-4 「男性の「育児休業」や「介護休業」の利用について」
(出展：R6本市調査)

また、市民意識調査では、女性が仕事を続ける上で支障となっているものについて、「家庭内での家事育児等への負担の偏り」、「保育や介護に係るサービスの不足」、「職場の理解・協力が得られない」が上位3位となりました。



図表3-5 「女性が仕事を続ける上で支障となっているもの」

(出展：R6本市調査)

ワークライフバランスの実現を一層進めるためにも、社会全体での男性の家庭参画や子育て・介護の両立への意識醸成が必要です。

〈施策の方向性〉

① 男性の家庭生活への参画の促進

- 市役所が率先して、更なる業務改善や多様な働き方により職員の負担軽減を図るなどして、庁内のワークライフバランスを推進します。
- 市役所における取組を広く市内企業等に普及啓発するとともに、企業に多様な働き方の意識啓発や導入の後押しに取り組みます。

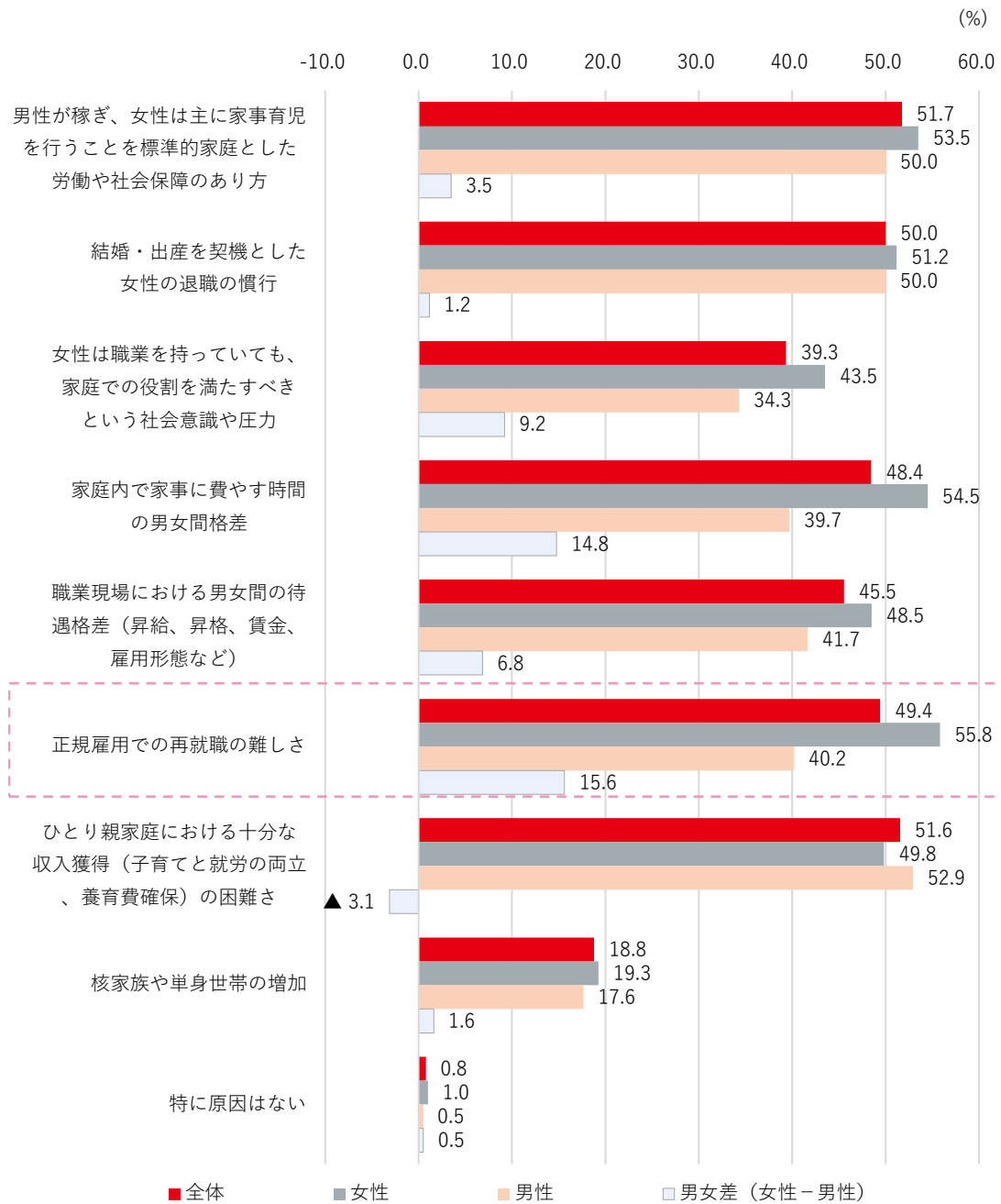
② 仕事と子育て・介護を両立できる支援の充実

- 各種保育サービスや介護サービスの充実を図り、仕事と子育て・介護の両立を支援するとともに、市民への啓発活動を実施します。

基本的方向3 多様な働き方への支援

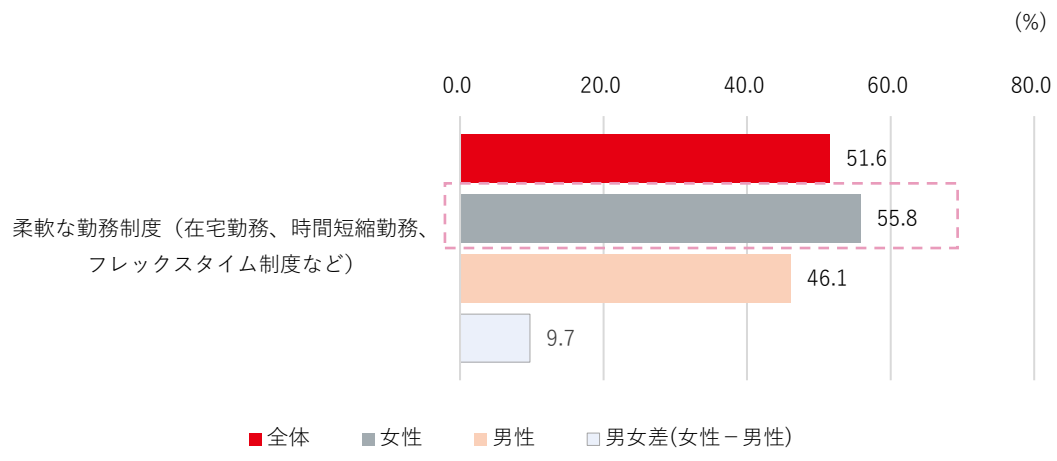
〈現状と課題〉

令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、女性が男性に比べ経済的困窮に陥りやすい原因について、女性の回答では「正規雇用での再就職の難しさ」が最も多く、この回答は男性との回答の割合差が最も大きいものでありました。



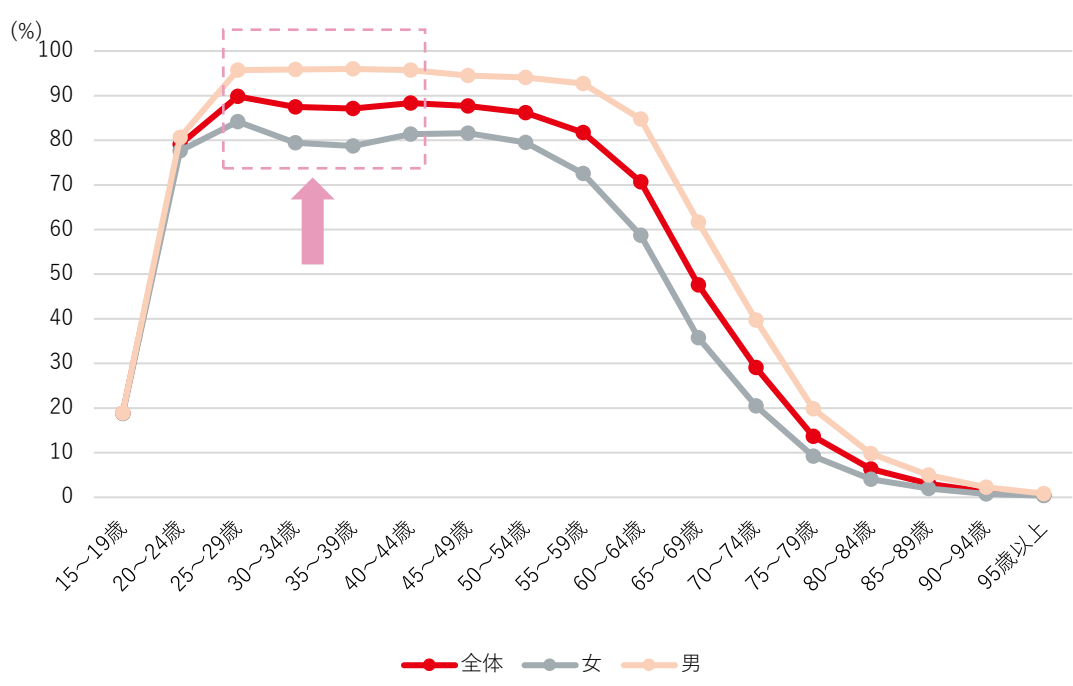
図表3-6 「女性が男性に比べ経済的困窮に陥りやすい原因について」
(出展：R6本市調査)

また、仕事と家庭の両立支援について「柔軟な勤務制度」は男女ともに回答割合が高く、特に女性のニーズが高い結果となりました。



図表 3 - 7 「仕事と家庭の両立支援について (抜粋)」 (出展：R6 本市調査)

令和2年度(2020年度)の国勢調査の本市の女性の労働力率を見ると、30代で低下し、M字カーブを描いていることが確認できます。これは結婚や出産の時期に低下し、育児が一定程度落ち着く時期に再び上昇することを示しています。



図表 3 - 8 「R2 年度女性の労働力率」 (「国勢調査」結果から作成)

このような状況から女性の再就職支援や在宅ワークや起業といった多様な働き方への支援や意識醸成が必要です。

〈施策の方向性〉

① 就業ニーズに応じた支援

- 就労に要するスキルの習得支援や就労支援の実施と、女性の社会参画イベント等の実施により女性活躍の促進を継続します。

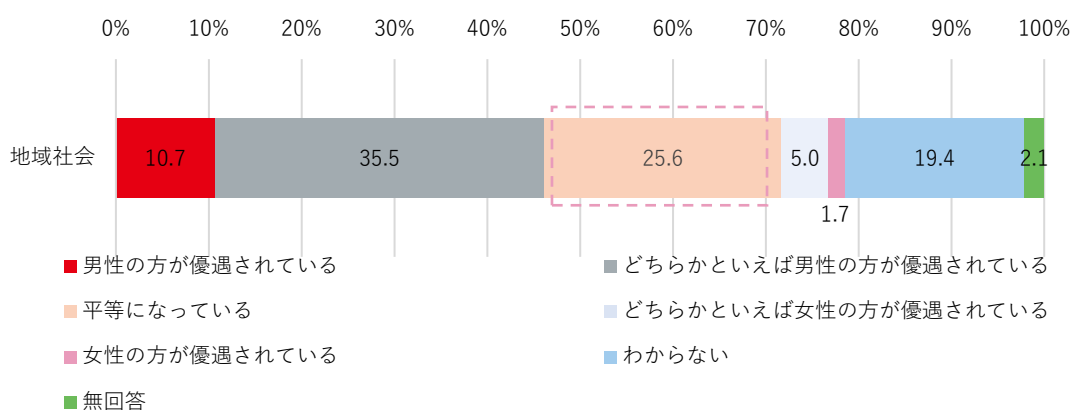
② 起業支援の充実

- 起業に関する相談やセミナー開催、女性起業家のネットワークづくりの支援等による意識醸成と起業への気運向上に取り組みます。

基本的方向4 地域におけるジェンダー平等の推進

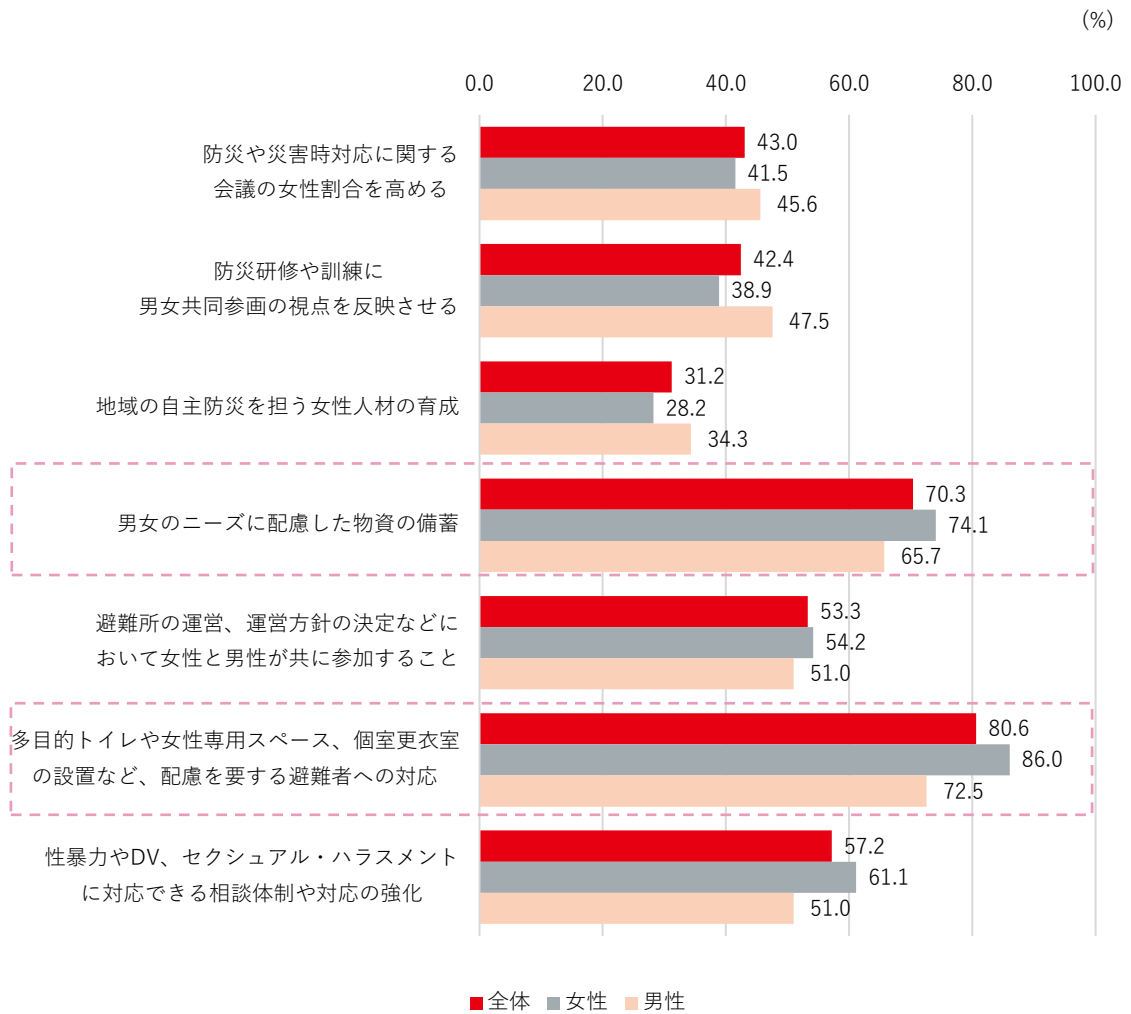
〈現状と課題〉

令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、地域社会での男女が平等だと感じている割合は25%程度で、地域の男女共同参画が進んでいるとは言えない状況です。かつては多くの地域で男性が役職者を担い、女性が実際の活動を広く担うといった役割分担で活動していました。しかし、現在は女性が働くことが当たり前の社会であり、ジェンダーにかかわらず役割を果たし、誰もが参加しやすい地域活動の環境整備が求められます。



図表3-9 「男女の平等感（抜粋）」（出展：R6本市調査）

特に防災面においては令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査でもジェンダーに配慮した取組が必要との意見があり、ジェンダー平等の視点の反映が必要です。



図表3-10 「防災や災害時における性別に配慮した対応について」
(出展：R6 本市調査)

〈施策の方向性〉

① 地域活動におけるジェンダー平等意識の醸成

- ジェンダーを問わず、市民が地域活動に参加するよう周知啓発し、更なる女性の参画を促進します。

② ジェンダー平等の視点に立った防災体制づくり

- 防災対策に多様な視点を取り入れることは非常に重要であり、今後も、ジェンダーの視点を取り入れた防災講習会を開催するとともに、防災会議への女性委員登用を促進します。

基本目標Ⅲ 誰もが安心して暮らせる社会の実現

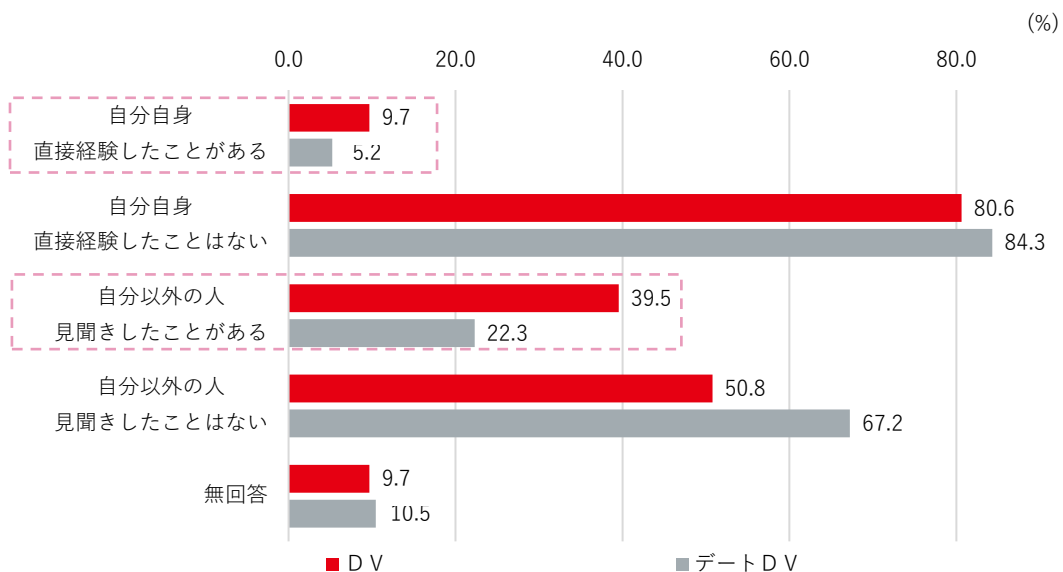
人権を脅かすあらゆる暴力の根絶を目指し、暴力を容認しない意識の醸成や被害者支援に取り組みます。様々な要因により困難を抱えた女性への支援体制を充実させるとともに、女性特有の健康課題への理解促進と男女の生涯を通じた健康を支援します。さらに、全ての人々がジェンダーにかかわらず、人権を尊重され安心して暮らせる社会の実現を目指します。

基本的方向1 ジェンダー平等を阻害するあらゆる暴力の根絶

〈現状と課題〉

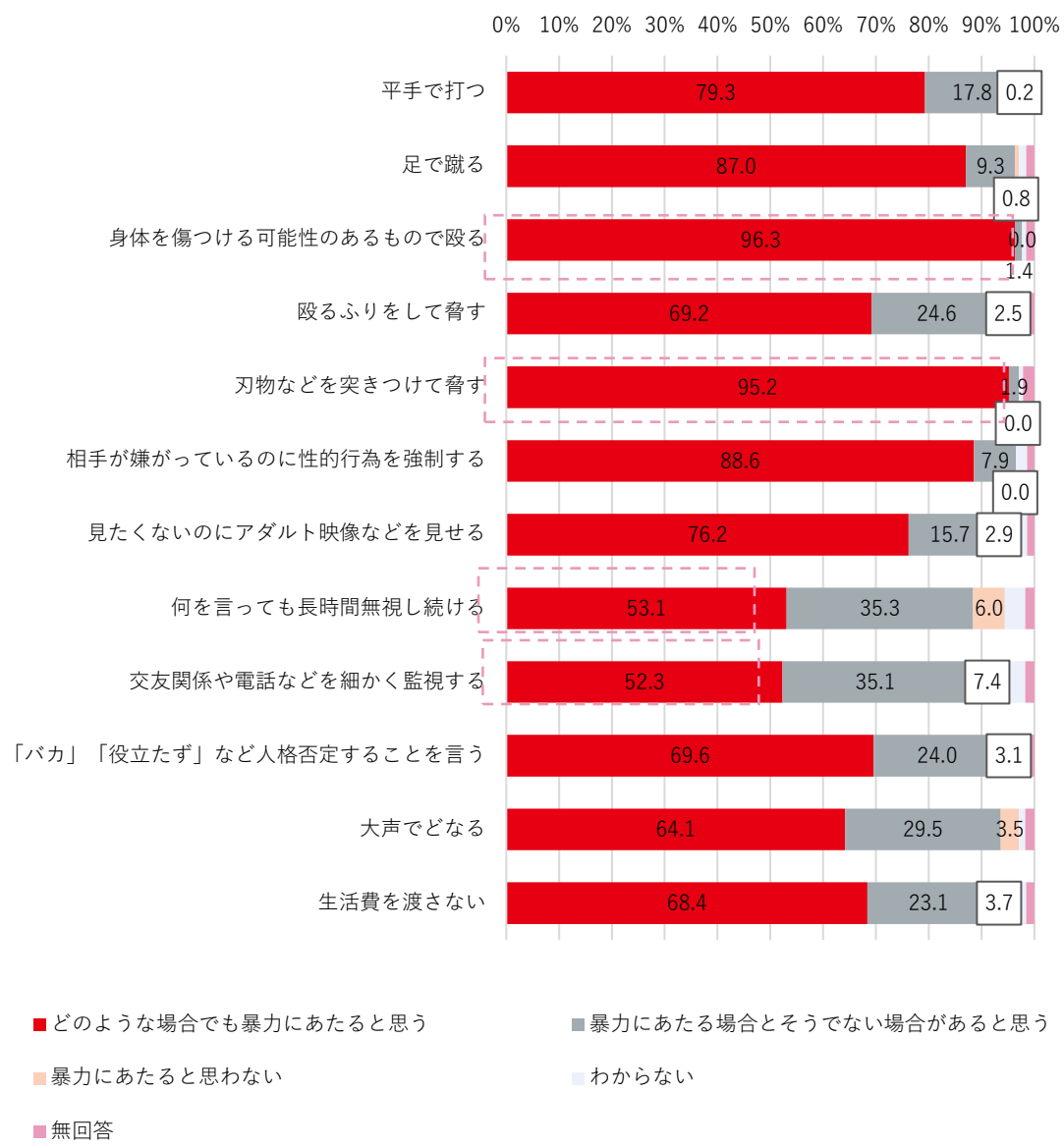
配偶者や交際相手など親密な間柄における暴力は、加害者も被害者も問題の重大さを自覚しにくい傾向にあります。DVを未然に防止するために人権意識を高めるとともに、DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害で決して許されないものであるとの認識を広め、DVを容認しない意識を社会全体で共有していくことが重要です。

また、DVという言葉の認知度は高まってきているものの、必ずしも正しい認識が浸透しているとは言えません。令和6年度（2024年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査ではDVやデートDV等を直接経験したことや見聞きしたことの有無についての回答率を合わせると、DVは約5割、デートDVは約3割が「ある」と回答しています。



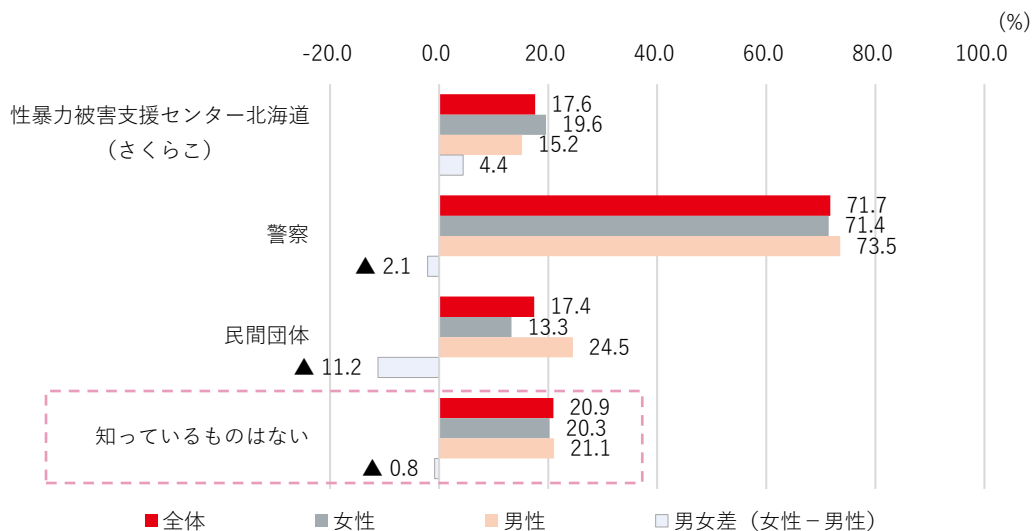
図表3-1-1 「DVやデートDVの経験など」（出展：R6本市調査）

その一方、暴力だと思ふ行為についての設問では「身体を傷つける可能性のあるもので殴る」、「刃物などを突きつけて脅す」といった行為はどのような場合でも暴力にあたるという回答が多いながらも、「交友関係や電話などを細かく監視する」、「何を言っても長時間無視し続ける」といった行為はどのような場合でも暴力にあたるという回答が半数程度に留まり、身体的暴力以外の行為は暴力と認識しない層が一定数存在することが分かりました。



図表 3 - 1 2 「暴力の認識」(出展：R6 本市調査)

また、性暴力被害の相談窓口に関する設問では、2割の人が「知っているものはない」と回答しており、窓口の認知度も低いことが分かりました。



図表3-13 「性暴力被害の相談窓口の認知度」(出展：R6本市調査)

これらからDVに関する正しい認識を広め、併せて、相談窓口や被害者を保護する制度があることを広く周知する必要があります。

〈施策の方向性〉

① あらゆる暴力の根絶のための基盤づくり

- 正しい知識の普及に努めるとともに、高校生など若年層への啓発にさらに力を入れます。

② DV被害者への支援体制の充実

- 相談者が適切で効果的な支援に繋がるよう、研修受講などによる相談員の資質の向上と、相談窓口を継続的に周知します。また、関係窓口の連携の強化など、より良い支援に繋げる体制を構築し、DV被害の防止、救済、支援に努めます。

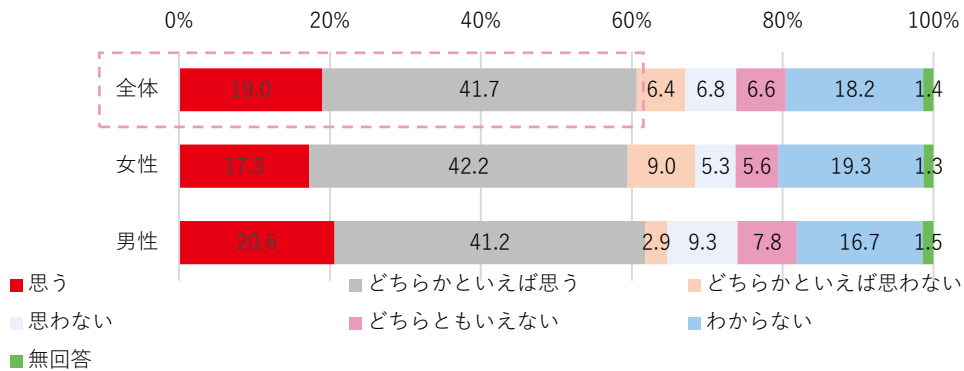
③ 性暴力・性被害に関する啓発

- 広報・啓発活動を通じ、DVに関する正しい知識の普及に取り組みます。
- 学校や地域社会において、人権尊重や男女共同参画の視点に立った教育を推進します。
- DVに対する正しい知識を持ち、将来にわたり交際相手や配偶者と対等な人間関係を築いていけるよう、若年層に対する予防啓発と相談窓口の周知に取り組みます。
- 配偶者等から身体的・経済的・精神的暴力を受けているであろう人を発見したときの通報先や通報の意義について啓発します。

基本的方向 2 多様性を尊重する環境の整備

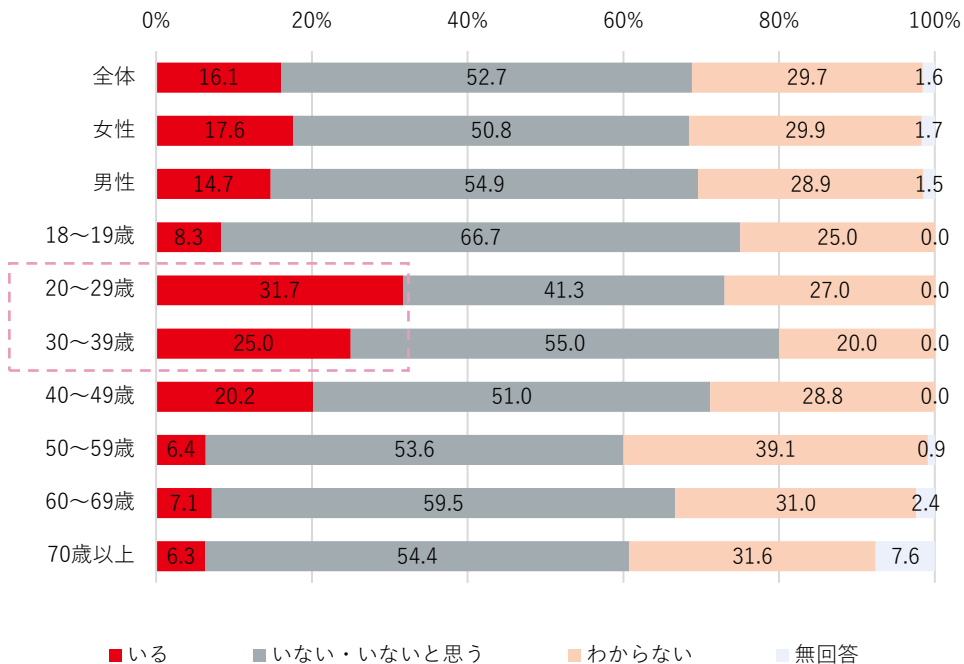
〈現状と課題〉

令和 6 年度（2024 年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、性的少数者の方にとって、偏見や差別により生活しづらい社会だと思うと回答した割合が全体の 6 割を占めました。市民の性的少数者への理解や知識は、社会情勢などからも徐々に増えてきているものと思われませんが、十分に進んでいるとは言えません。



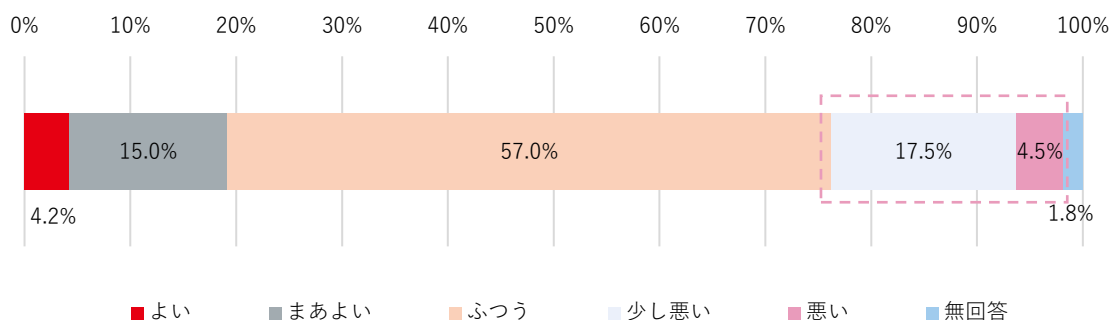
図表 3 - 1 4 「性的少数者が偏見等で生活しづらい社会か」（出展：R6 本市調査）

また、身近に性的少数者がいると回答した割合は、若い世代で高く、20代では約 30%、30代も約 25%となっています。



図表 3 - 1 5 「身近に性的少数者はいるか」（出展：R6 本市調査）

令和5年度（2023年度）の旭川市民アンケート調査では、高齢者や障害者などの福祉施設の整備状況について、「よい」と考えている人よりも「悪い」と考えている人のほうが多く、その前の調査である令和3年度（2021年度）調査からも評価が下がっています。



図表3-16

「高齢者や障害者などの福祉施設の整備（保全、有効活用）状況（抜粋）」

（出展：令和5年度旭川市民アンケート調査）

今後は多様性尊重の考え方のもと、多様な人々への市民の理解と環境整備が必要と言えます。

〈施策の方向性〉

① 多様な性のあり方への理解促進の支援

- 男女共同参画意識の醸成や性別による人権侵害の防止に向け、市民や児童生徒に向けた啓発を継続するとともに、LGBTQに関する取組についても継続し啓発に努めます。
- 女性のライフステージに応じて、心身の状況の変化に対応した施策を包括的に推進します。また、望まない妊娠を防止し、性及び生殖に関する個人の意思を尊重できるように意識啓発と情報提供を行います。

② 高齢者や障がい者等が安心して暮らせる環境整備

- 多様性尊重の考え方のもと全ての人が安心して暮らしていけるように情報発信や地域社会の形成に取り組みます。

基本的方向3 困難や不安を抱える女性への支援

〈現状と課題〉

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性の把握と、その人が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた相談窓口体制の充実と適切な情報提供や助言などの支援を包括的に提供していく必要があります。

〈施策の方向性〉

① 貧困等生活上の困難を抱えた女性への支援

- 関係部署と連携し、被害者支援に必要となる児童福祉、母子福祉、障害者福祉、高齢者福祉、生活困窮者支援、生活保護等の制度に繋げていきます。

② 困難や不安を抱える女性への支援体制の充実

- 被害者が抱える、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他事情により、日常生活や社会生活で困難な問題を抱える女性に対し、庁内の関係部署や民間団体等が連携し、早期から切れ目なく被害者の事情に対応した相談窓口の体制充実と情報提供と支援に努めます。

基本的方向 4 生涯を通じた健康支援

第 1 章

第 2 章

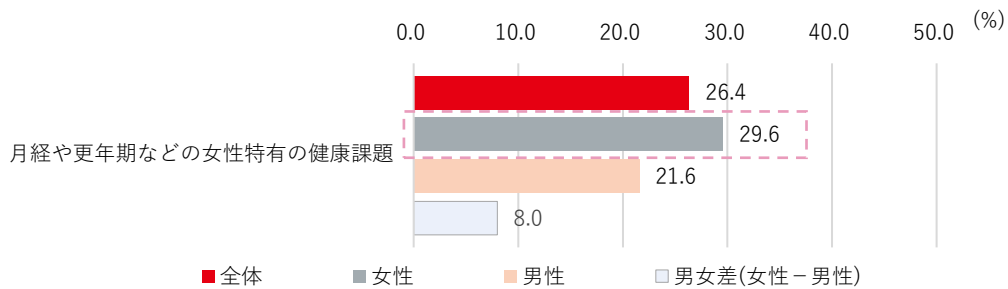
第 3 章

第 4 章

資料編

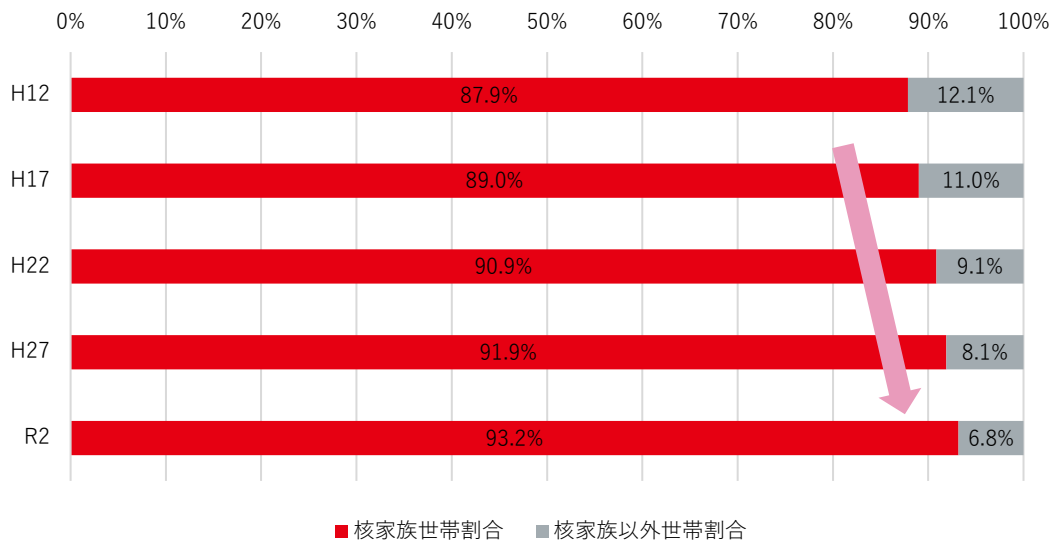
〈現状と課題〉

令和 6 年度（2024 年度）に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、女性が仕事を続ける上で支障となっているものとして、約 3 割の女性が「月経や更年期などの女性特有の健康課題」をあげています。女性の就業率が上昇する中で、女性のキャリア継続のためには男女双方の健康課題への理解と支援体制の推進が求められます。



図表 3 - 1 7 「女性が仕事を続ける上で支障となっているもの（抜粋）」
（出展：R6 本市調査）

また、核家族化の進行や女性の就業等の増加により子どもを育てる環境も変化しており、妊娠・出産・子育てに関する不安を和らげ、安心した暮らしを送ることができるとする支援が必要です。



図表 3 - 1 8 「親族世帯における核家族世帯の割合」
（「国勢調査」結果から作成）

全国的に晩婚化や初産年齢の上昇、疾病構造の変化に加え、特定健康診査の受診率が低迷している点から、本市でも将来の介護負担の抑制に向けた取組が必要です。

男女が長く心身共に健康であるように、市民の健康づくりへの意識向上を図るとともに、各種健診の受診促進や多様な運動機会の提供など、ライフステージに応じた健康増進への支援が必要です。

〈施策の方向性〉

① 女性の生理と妊娠等に関する健康支援と理解の促進

- 妊娠・出産期における健康診査・保健指導、不妊治療に対する支援などをはじめとする女性特有の健康や病気に関する各種取組や周知を実施します。

② ライフステージに応じた健康づくりの推進

- 特定健康診査と検査結果に基づく保健指導の実施、スポーツ大会の開催や運動施設の整備等の運動機会の提供、介護予防運動教室の実施など、ライフステージに応じた切れ目のない心身の健康づくりの支援に努めます。

1 プランの推進について

本プランを着実に推進するため、庁内はもとより、市民や事業者とも積極的に連携し、一体となって事業を展開することで、推進体制の整備・強化を図ります。

(1) 旭川市男女共同参画審議会

旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例に基づき、市長の附属機関として学識経験者や関係団体等からの推薦委員、公募委員で構成される「旭川市男女共同参画審議会」において、本プランや男女共同参画・ジェンダー平等に関する基本的事項を調査審議します。

(2) 旭川市男女共同参画推進本部

庁内推進体制として、副市長及び部局長で構成する旭川市男女共同参画推進本部を組織し、全庁横断的に男女共同参画・ジェンダー平等に関する施策を推進します。

(3) 市民、NPO、大学、企業との連携・協働

ジェンダー平等社会の実現に向け、市民の自発的な参加や活動を促し、ジェンダー平等や多様な働き方への理解が図られるよう、こうした活動への支援とネットワーク形成を強化していきます。また、大学や企業などと連携、協働して事業に取り組むことで、次世代を担う若年層への意識啓発や環境整備を効果的に進めていきます。

(4) 国・道との連携

国や道などとの連携強化や情報収集に努めるとともに、本市とともに旭川大雪圏域連携中枢都市圏を構成する8町とのネットワークを活用し、効果的な施策の推進を図ります。

2 プランの進捗管理

本市では、本プランに基づくジェンダー平等施策を総合的かつ計画的に進めていくため、年次報告書を作成し、毎年進捗状況を的確に把握・評価するとともに、その内容を市民に公表します。〈旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例第 24 条〉

3 プランの見直し

今後、社会経済情勢の変化や国の施策などにより、プランへの反映が必要となった場合は、旭川市男女共同参画審議会の審議を経て、見直すこととします。

なお、プランの改定に当たっては、ジェンダー平等などの状況について市民意識を明らかにするため、市民意識調査等を実施し、社会経済情勢の変化やプランの進捗状況、市民意識調査の結果などを踏まえて、おおむね 5 年ごとに改定します。

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

資
料
編

資料編

1 旭川市男女共同参画審議会委員名簿

■ 旭川市男女共同参画審議会委員名簿

(第11期就任期間：令和5年11月5日～令和7年11月4日)

令和7年5月1日現在

(五十音順 敬称略)

氏名	所属等
伊賀 康博	公募委員
大熊 修一	旭川市中学校長会 事務局長
桶 由美	一般社団法人生命保険協会旭川協会
小松 恵美子	北海道教育大学旭川校 教授
塩尻 曜子	旭川市市民委員会連絡協議会女性部会 副会長
高橋 和恵	公募委員
谷口 圭子	J Aたいせつ女性部 副部長
中川 雄亮	連合北海道旭川地区連合会 副事務局長
中村 八重子	ウィメンズネット旭川運営委員
長谷川 愛実	公募委員
丸山 冬子	旭川弁護士会 性の平等に関する委員会委員
米沢 匠	あさひかわ商工会 副会長

2 諮問書及び答申書

■旭川市ジェンダー平等プラン～みんな安心・未来計画～（案）諮問書

旭女活第68号
令和7年5月28日

旭川市男女共同参画審議会
会長 丸山 冬子 様

旭川市長 今津 寛介

（仮称）旭川市ジェンダー平等プラン（案）について（諮問）

旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例第15条第3項の規定に基づき、次のとおり諮問いたします。

1 諮問事項

（仮称）旭川市ジェンダー平等プラン（案）について

2 諮問理由

本市では、旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例に基づき、平成18年に旭川市男女共同参画基本計画2006を策定し、その後、2度の改定を経て、令和3年度から第2次あさひかわ男女共同参画基本計画に沿って、男女共同参画の推進を進めています。

令和7年度の現計画の中間見直しに合わせ、これまで別に定めていた第4次旭川市配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援に関する基本計画と統合し、新たに（仮称）旭川市ジェンダー平等プランを策定します。

つきましては、（仮称）旭川市ジェンダー平等プラン（案）について、貴審議会の意見を求めます。

■旭川市ジェンダー平等プラン～みんな安心・未来計画～（案）答申書

令和7年10月29日

旭川市長 今津寛介様

旭川市男女共同参画審議会
会長 丸山冬子

旭川市ジェンダー平等プラン（案）について（答申）

令和7年5月28日付け旭女活第68号において本審議会に諮問された（仮称）旭川市ジェンダー平等プラン（案）について、第2次あさひかわ男女共同参画基本計画と第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画の統合や社会経済情勢の変化等を踏まえて慎重に審議した結果、同プラン（案）については、妥当と認めます。

なお、名称については「旭川市ジェンダー平等プラン ～みんな安心・未来計画～」と提案します。

貴職におかれましては、本市の男女共同参画社会の実現に向け、最善の努力をされることを期待します。

3 プラン策定の経過

(1) 審議会の開催経過等

旭川市男女共同参画審議会における「旭川市ジェンダー平等プランの策定」に係る審議経過等は、下表のとおりです。

年月	会議名	審議事項
令和6年 (2024年) 5月	令和6年度第1回 旭川市男女共同参画審議会	・男女共同参画プランの策定について ・男女共同参画に係る市民意識調査の実施について
令和7年 (2025年) 2月	令和6年度第2回 旭川市男女共同参画審議会	・（仮称）旭川市ジェンダー平等プラン基本方針（案）について ・令和6年度男女共同参画に関する市民意識踏査報告書について（報告） ・令和6年度男女共同参画に関する事業者意識調査報告書について（報告）

5月	令和7年度第1回 旭川市男女共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン(案)についての諮問 ・評価指標の考え方について ・プランの構成について ・「施策の展開」について ・プランの名称について
9月	令和7年度第2回 旭川市男女共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・(仮称)旭川市ジェンダー平等プラン(案)について ・各種意見聴取の結果及びその反映について ・プランの名称について
10月	令和7年度第3回 旭川市男女共同参画審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・プラン(案)の修正等について ・答申書について
10月	答申	※旭川市ジェンダー平等プラン ～みんな安心・未来計画～(案)を答申

(2) 男女共同参画に関する意識調査の実施

ア 市民意識調査

調査目的	男女共同参画に関する市民の意識や実態、ニーズを把握し、今後本市が取り組むべき男女共同参画施策の基礎資料とするために実施。
調査の設計	<ol style="list-style-type: none"> 1 調査地域 旭川市全域 2 調査対象 18歳以上の市民 3 標本数 2,000 4 抽出方法 等間隔無作為抽出 5 調査方法 郵送及びインターネットによる(配布は全て郵送) 6 調査期間 令和6年(2024年)9月2日～9月30日
回収結果	有効回収数(率) 516(25.8%)
調査内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 男女平等の意識 2 仕事と生活の調和 3 男女の人権 4 性の多様性 5 男女共同参画に関する認知度

イ 事業者意識調査

調査目的	男女共同参画に関する事業者の意識や市内事業所の職場環境の実態を調査することで、現状や新たな課題等を把握し、今後本市が取り組むべき男女共同参画施策の基礎資料とするために実施。
調査の設計	1 調査対象 旭川商工会議所及び旭川商工会議所議員 2 標本数 100 事業所 3 調査方法 郵送及びインターネットによる（配布は全て郵送） 4 調査期間 令和6年（2024年）9月2日～9月30日
回収結果	有効回収数（率） 46（46.0%）
調査内容	1 女性活躍の推進 2 仕事と生活の調和（各種休暇／時間外労働／多様な働き方） 3 職場環境（ハラスメントの防止／性の多様性への理解促進） 4 男女共同参画社会づくりに関する行政の取組

(3) パブリックコメント

ア 実施概要

(ア) 意見募集期間

令和7年（2025年）6月27日（金）から7月31日（木）まで（35日間）

(イ) 募集のお知らせ

- ・広報あさひかわ令和7年（2025年）6月号掲載
- ・旭川市公式ホームページ

(ウ) 資料の配布・閲覧場所

- ・旭川市役所総合庁舎（1階市政情報コーナー、6階女性活躍推進課）
- ・各支所・公民館（東部まちづくりセンターを含む）

イ 意見募集結果

(ア) 意見提出者数 4者（個人：3、団体：1）

(イ) 意見件数 8件（個人：3、団体：5）

(ウ) 意見の提出方法

提出方法	持参	郵送	FAX	メール	電子申請	合計
人数	2	0	0	0	2	4

(エ) 意見の件数及び内訳

区分	件数
第1章に関する意見	1
第2章に関する意見	1
第3章 基本目標Ⅰに関する意見	1
第3章 基本目標Ⅱに関する意見	1
第3章 基本目標Ⅲに関する意見	1
第4章に関する意見	0
その他	3
合計	8

ウ 結果の公表

旭川市公式ホームページで意見概要及び回答（考え方）を公表

<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/751/752/d082389.html>

(4) 市民との意見交換会等

年月	意見交換会等
令和7年（2025年） 7月	旭川市男女共同参画団体との意見交換会 6団体10名参加
	母子生活支援施設事業者との意見交換

4 評価指標の値の推移

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

評価指標
性別に基づく固定的役割分担の考え方に反対の人 ※「反対である」と「どちらかといえば反対である」と回答した人の割合
男女共同参画社会の形成についての満足度 ※「満足」と「まあ満足」と回答した人の割合
市の附属機関等における女性委員の割合
市職員の管理職における女性の割合 ※保育士・消防職・医療技術関係職を除いた行政職全体の割合
企業の管理職における女性の割合 ※課長職以上の女性の割合
ワークライフバランスを実現できていると思う人の割合 ※対象年齢 18 歳～59 歳
市職員の年次有給休暇取得率 ※標準付与日数(20 日)に対する取得日数の割合
企業に勤める人の年次有給休暇取得率 ※平均取得率が 60%以上の企業の割合
市職員の男性の育児休業取得率 (R7 以降は 2 週間以上の取得率)
企業に勤める男性の育児休業取得率 ※取得率 10%以上の企業の割合
女性就業率
テレワークへの取組状況
地域社会において「平等になっている」と感じている人の割合
相談機会が確保されていると感じている市民の割合 ※「充実している」と「まあまあ充実している」と回答した人の割合
性的少数者が生きづらい社会だと思う人の割合 ※「思う」と「どちらかといえば思う」と回答した人の割合
高齢者福祉サービス利用件数
地域における障がい者への理解度 ※「浸透している」と「少し浸透している」回答した人の割合
自立相談支援等の件数
ふだんから健康のために何か取り組んでいる市民の割合

※「年度」は進捗状況調査の年度。括弧内はデータの年度。

年度				現状値 (R7)	目標値	調査間隔
R3	R4	R5	R6			
52.1% (R1)	52.1% (R1)	52.1% (R1)	66.1% (R6)	66.1% (R6)	71.1% (R11)	5年
12.6% (R1)	12.5% (R3)	12.5% (R3)	11.3% (R5)	11.3% (R5)	15.6% (R11)	2年
25.5% (R2)	28.2% (R4)	28.7% (R5)	28.8% (R6)	28.2% (R7)	36% (R12)	1年
11.1% (R2)	11.6% (R3)	12.9% (R5)	13.4% (R6)	15.1% (R7)	30% (R12)	1年
7.9% (R1)	7.7% (R3)	7.7% (R3)	8.8% (R5)	8.8% (R5)	15% (R11)	2年
17.1% (R1)	18.8% (R3)	18.8% (R3)	18.2% (R5)	18.2% (R5)	22% (R11)	2年
11.6日 (R1)	11.6日 (R3)	12.8日 (R4)	13.8日 (R5)	13.7日 (R6)	15日 (R12)	1年
19.9% (R1)	23.1% (R3)	23.1% (R3)	35.9% (R5)	35.9% (R5)	60% (R11)	2年
10.5% (R1)	26.4% (R3)	35.6% (R4)	48.4% (R5)	62.5% (R6)	85% (R12)	1年
6.8% (R1)	19.0% (R3)	19.0% (R3)	54.2% (R5)	54.2% (R5)	90% (R11)	2年
39.8% (R1)	39.8% (R1)	39.8% (R1)	45.2% (R3)	45.2% (R3)	48% (R9)	5年
旭川ジェンダー平等プラン(R8～)から 設定した評価指標				14.6% (R5)	34.4% (R11)	2年
旭川ジェンダー平等プラン(R8～)から 設定した評価指標				25.6% (R6)	33.3% (R11)	5年
24.9% (R1)	21.6% (R3)	21.6% (R3)	23.2% (R5)	23.2% (R5)	30% (R9)	2年
旭川ジェンダー平等プラン(R8～)から 設定した評価指標				60.7% (R6)	50% (R11)	5年
旭川ジェンダー平等プラン(R8～)から 設定した評価指標				30,683件 (R5)	35,700件 (R9)	1年
旭川ジェンダー平等プラン(R8～)から 設定した評価指標				20.4% (R5)	22.5% (R11)	2年
旭川ジェンダー平等プラン(R8～)から 設定した評価指標				1,888件 (R4)	2,077件 (R9)	1年
旭川ジェンダー平等プラン(R8～)から 設定した評価指標				48.6% (R5)	60% (R9)	2年

5 関係法令等

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

■ 旭川市男女平等を実現し男女共同参画を推進する条例

平成15年3月27日
旭川市条例第8号

目次

前文

第1章 総則（第1条－第14条）

第2章 基本的施策（第15条－第24条）

第3章 男女共同参画苦情処理委員（第25条－第27条）

第4章 男女共同参画審議会（第28条－第31条）

第5章 雑則（第32条）

附則

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた様々な取組は、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきました。

しかしながら、女性に対する暴力、セクシュアル・ハラスメントや差別的取扱いなどの人権侵害あるいは性別による固定的な役割分担等とこれを反映した制度や慣行が、依然として存在しており、男女平等の実現には、なお一層の努力が必要とされています。

旭川市においても、配偶者等からの暴力に悩む市民がいることや市民の意識に男女間の不平等感があるなど男女の人権が尊重され、男女平等が実現しているとはいえない状況が見られます。

一方、社会経済情勢は、少子高齢化の進展をはじめとして急速に変化しており、これに対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成は、重要な課題となっています。

このような認識に立ち、男女共同参画社会の形成に向けて、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、市、市民及び事業者が、互いに協力して男女共同参画の推進に積極的に取り組んでいかなければなりません。

ここに、男女共同参画の考え方を確認するとともに、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女平等を実現し男女共同参画を推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等を実現し男女共同参画を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) セクシュアル・ハラスメント 他者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。
- (4) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女が、社会のあらゆる分野において、性別に起因する暴力的行為(精神的な苦痛を与える行為を含む。以下同じ。)又はセクシュアル・ハラスメントを受けることなく、ともに一人の自立した個人としての尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動

の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての責任を果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(教育及び学習における男女共同参画への配慮)

第7条 男女共同参画の推進に当たっては、教育及び学習の果たす役割が重要であることを考慮し、社会のあらゆる分野における教育及び学習において、男女共同参画の重要性が認識されるように配慮されなければならない。

(性及び生殖に関する個人の意思の尊重及び健康への配慮)

第8条 男女共同参画の推進に当たっては、男女が、対等な関係の下に、互いに性に関して理解し、及び個人の意思が尊重され、並びに女性が、生涯にわたって、性及び生殖に関して健康な生活を送ることができるように配慮されなければならない。

(国際社会における取組の配慮)

第9条 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行われなければならない。

(市の責務)

第10条 市は、第3条から前条までに定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との緊密な連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第11条 市民は、社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に参与するとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第13条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別に起因する暴力的行為を行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、社会のあらゆる分野において、直接的にも間接的にも性別による差別的取扱いを行ってはならない。

(情報を公衆に表示する際の留意)

第14条 何人も、情報を公衆に表示するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び前条に規定する行為を助長し、又は連想させる表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

(基本計画)

第15条 市長は、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ計画的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 男女の人権の尊重に関する事項
- (3) 男女共同参画の普及啓発に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ、旭川市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第16条 市は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深める措置)

第17条 市は、社会のあらゆる分野において、市民及び事業者の男女共同参画に関する理解を深めるため、情報の提供、広報活動その他の必要な措置を講じなければならない。

(市民及び事業者に対する支援)

第18条 市は、市民及び事業者が男女共同参画の推進に関し行う活動を支援するため、情報の提供、人材の育成、拠点施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査研究)

第19条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査研究を行うものとする。

(事業者に対する報告の求め)

第20条 市長は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の実態を把握するための調査について、報告を求めることができる。(附属機関における積極的改善措置)

第21条 市長は、附属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関をいう。)の委員を任命し、又は委嘱しようとするときは、積極的改善措置を講ずることにより、当該附属機関の委員の男女比率に配慮するものとする。ただし、法令(他の条例を含む。)の規定により委員の構成が定められている場合その他正当な理由がある場合は、この限りでない。

(推進体制の整備)

第22条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第23条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告書の作成及び公表)

第24条 市長は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、公表しなければならない。

第3章 男女共同参画苦情処理委員

(設置)

第25条 市長は、市民及び事業者からの男女共同参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、旭川市男女共同参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置く。

- (1) 男女共同参画に係る市の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
- (2) 男女共同参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
- (3) 第1号の苦情に係る市の施策について、関係する市の機関に対し、資料の提出及び説明を求め、並びに意見を述べること。
- (4) 第2号の申出について、関係者に対し、資料の提出及び説明を求め、並びに改善の要望を行うこと。

(苦情等の申出)

第26条 市民及び事業者は、男女共同参画に係る

市の施策についての苦情及び男女共同参画を阻害すると認めるものについて、苦情処理委員に申し出ることができる。

(委任)

第27条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、規則で定める。

第4章 男女共同参画審議会

(設置)

第28条 男女共同参画の推進に関する基本的事項を調査審議させるため、旭川市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第29条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 基本計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に関する基本的事項

2 審議会は、男女共同参画の推進に係る事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第30条 審議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する委員12人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 市長が適当と認めたる者
 - (3) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者であつて、市長が行う公募に応じた者
- 2 委員総数に対する男性比率及び女性比率は、そのいずれもが委員総数の4割を下回らないものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、平成15年8月1日から施行する。

■ 北海道男女平等参画推進条例

平成 13 年 3 月 30 日北海道条例第 6 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 7 条)

第 2 章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第 1 節 基本計画(第 8 条)

第 2 節 男女平等参画の推進に関する基本的施策(第 9 条—第 17 条)

第 3 節 道民等からの申出(第 18 条)

第 3 章 北海道男女平等参画苦情処理委員(第 19 条—第 22 条)

第 4 章 北海道男女平等参画審議会(第 23 条—第 31 条)

附則

個人の尊重と法の下での平等がうたわれている日本国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けていることを踏まえながら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画の推進を図っていくことが必要である。このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

第 1 章 総則
(目的)

第 1 条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 他者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女平等参画の推進は、男女が共に一人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な構成員として、道における政策又は事業者における方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確保されることを旨として、行わなければならない。

4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女

が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

- 5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女平等参画の推進は、国際社会における取組を踏まえながら行わなければならない。

(道の責務)

第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

(道民の責務)

第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、性別を理由として直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。
- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害する暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為を含む。)を行ってはならない。

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画

第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 男女の人権の尊重に関する事項
 - (3) 男女平等参画の普及啓発に関する事項
 - (4) 道が設置する附属機関の委員等の男女の構成割合に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策(道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進)

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を任命する場合には、積極的改善措置を講ずることにより、できる限り男女の均衡を図るよう努めるものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

(道民等の理解を深めるための措置)

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者(以下「道民等」という。)の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。(事業者への協力の依頼)

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(道民の活動等に対する支援)

第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参

画の推進に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施状況について、公表しなければならない。

第3節 道民等からの申出

第18条 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずるものとする。

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、北海道男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置くものとする。

- (1) 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
- (2) 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
- (3) 第1号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

(苦情等の申出)

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

(助言等)

第21条 苦情処理委員は、前条の規定による申出があったときは、申し出たものに対し、助言を行うことができる。

2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に係る道の施策についての苦情であるときは、関係する道の機関に対し、意見を述べるができる。

(知事への委任)

第22条 この章に定めるもののほか、苦情処理委員の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

第4章 北海道男女平等参画審議会

(設置)

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附属機関として、北海道男女平等参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- 一 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、この条例の規定によりその権限に属させられた事務

2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4未満であってはならない。

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が任命する。この場合において、第5号に掲げる者については、委員の総数の10分の4以内とする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 男女平等参画に関係する団体の役職員
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る団体の役職員
- (5) 公募に応じた者

2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域に偏らないように配慮するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(特別委員)

第29条 審議会は、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。

- 2 特別委員は、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門部会)

第30条 審議会は、その定めるところにより、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

(会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、第3章の規定は同年10月1日から施行する。

一部改正〔平成21年条例15号〕

2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、この条例の施行の状況等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

追加〔平成21年条例15号〕

附則（平成21年3月31日条例第15号抄）

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

■ 男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号
最終改正 令和 7 年 6 月 27 日法律第 80 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条—第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第 13 条—第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条—第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会

が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第 8 条 国は、第 3 条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての

基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第18条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

る。

(人材の確保等)

第18条の2 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第18条の3 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第19条 国は、前3条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第20条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成9年法律第7号）は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）

第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画

審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附則〔平成11年7月16日法律第102号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで [略]

十一 男女共同参画審議会

十二から五十八まで [略]

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則〔平成11年12月22日法律第160号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。〔後略〕

附則〔令和7年6月27日法律第80号〕

(施行期日)

1 この法律は、独立行政法人男女共同参画機構

法(令和7年法律第79号)の施行の日〔令和8年4月1日〕から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

2 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

■ 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

昭和60年7月1日条約第七号

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主催の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確認し、アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際的平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかなるものも問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互恵の原則を確認し、

外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、

次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実現的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。
- (f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。
- (g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当

な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

- 1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。
- 2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。
- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）、特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させること

を目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
 - (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
 - (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
 - (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利
 - (d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利
 - (e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利
 - (f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

- 2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。
 - (a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。
 - (b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。
 - (c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。
 - (d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

- 3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

- 1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 家族給付についての権利
- (b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利
- (c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

- 1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。
- 2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。
 - (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
 - (b) 適当な保健サービス（家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。）を享受する権利
 - (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
 - (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類（正規であるかないかを問わない。）の訓練及び教育（実用的な識字に関するものを含む。）並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
 - (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自

営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利

- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。
- 3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかんを問わない。）を無効とすることに同意する。
- 4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

- 1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。
 - (a) 婚姻をする同一の権利
 - (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
 - (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
 - (d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもつて決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
 - (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
 - (g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業

を選択する権利を含む。

- (h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利
- 2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

- 1 この条約の実施に関する進捗（ちよく）状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出されるものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。
- 2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から一人を指名することができる。
- 3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。
- 4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の3分の2をもつて定足数とする。この会合においては、出席しかつ投票する締約国の代表によつて投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもつて委員会に選出された委員とする。
- 5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとつた立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

1 委員会は、手続規則を採択する。

2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。

2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であつて男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによつて行う。

第26条

1 いずれの締約国も、国際連合事務総長に於てた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。

3 留保は、国際連合事務総長に於てた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報

する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によつて解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従つて国際司法裁判所に紛争を付託することができる。
- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。
- 3 2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。
以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

(右条約の英文)〔省略〕

■ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号
最終改正 令和 7 年 6 月 11 日法律第 63 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条—第 18 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条—第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条—第 33 条）
- 第 6 章 罰則（第 34 条—第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せ

て、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。
- 3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。
（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第 2 章 基本方針等

（基本方針）

第 5 条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - 三 女性の職業生活における活躍の推進に関す

る施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等
(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が100人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が100人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第14条第1項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第12条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和47年法律第113号)第13条の2に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業

等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)第29条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第13条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第8条第1項及び第7項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも1回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第14条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第10条第2項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第15条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第12条の認定を取り消すことができる。

- 一 第11条の規定により第9条の認定を取り消すとき。
- 二 第12条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第13条第2項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第12条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第16条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員で

ある中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4第1項及び第2項、第5条の5、第39条、第41条第2項、第42条、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第17条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基

づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表

しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が300人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第1項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第1項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍を推

進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第23条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第24条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第25条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第26条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第27条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下こ

の条において「関係機関」という。)は、第22条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第22条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項若しくは第2項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第3項に規定する情報に関し虚

偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

- 一 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者
- 二 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の拘禁刑又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者
- 二 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第16条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- 四 第16条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第38条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第34条、第36条又は前条の違反

行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章（第 7 条を除く。）、第 5 章（第 28 条を除く。）及び第 6 章（第 30 条を除く。）の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、令和 18 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第 5 条 社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(内閣府設置法の一部改正)

第 6 条 内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附則〔平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号 抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各

号に定める日から施行する。

一 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定 公布の日

二・三 [略]

四 [前略] 附則第 21 条、第 22 条、第 26 条から第 28 条まで及び第 32 条の規定並びに附則第 33 条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成 30 年 1 月 1 日

五 [略]

(罰則に関する経過措置)

第 34 条 この法律（附則第 1 条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第 35 条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則〔令和元年 6 月 5 日法律第 24 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略] 附則第 6 条の規定公布の日

二 第 2 条の規定公布の日から起算して 3 年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第 5 条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 7 条 政府は、この法律の施行後 5 年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則〔令和 4 年 3 月 31 日法律第 12 号抄〕

(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [前略] 附則第 28 条の規定 公布の日

二 [略]

三 [前略] 附則〔中略〕第 24 条〔中略〕の規定 令和 4 年 10 月 1 日

(政令への委任)

第28条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔令和4年6月17日法律第68号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第441条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第19条第1項の規定又は第82条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第4項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第442条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第443条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に

処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則〔令和4年6月17日法律第68号抄〕

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法(刑法等の一部を改正する法律=令和4年6月法律第67号)施行日(令和7年6月1日)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第509条の規定 公布の日
 - 二 〔略〕

附則〔令和7年6月11日法律第63号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕第4条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第2条第1項の改正規定、同法第5条第2項第三号の改正規定及び同法附則第2条第1項の改正規定〔中略〕並びに附則〔中略〕第7条、第8条の2〔中略〕の規定 公布の日
- 二 〔前略〕第4条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条の改正規定を除く。)並びに附則第6条の規定〔中略〕令和8年4月1日(女性の職業選択に資する情報の公表に関する経過措置)

第6条 第4条の規定(附則第1条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第20条第1項及び第2項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度の翌事業年度において行われる同条第1項及び第2項の規定による情報の公表から適用する。

(政令への委任)

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第8条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第8条の2 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和5年

法律第 25 号) 第 2 条第 1 項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。) が受けた業務委託 (同法第 2 条第 3 項に規定する業務委託をいう。) に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者 (同条第 2 項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。) が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第
1
章

第
2
章

第
3
章

第
4
章

資
料
編

■ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成13年4月13日法律第31号
最終改正：令和7年12月10日号外法律第84号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（第2条の2・第2条の3）

第2章 配偶者暴力相談支援センター等（第3条—第5条の4）

第3章 被害者の保護（第6条—第9条の2）

第4章 保護命令（第10条—第22条）

第5章 雑則（第23条—第28条）

第5章の2 補則（第28条の2）

第6章 罰則（第29条—第31条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

（定義）

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対

する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護

に関する基本的な方針

- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等 （配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条、第8条の3及び第9条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこ

と。

- 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（女性相談支援員による相談等）
- 第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。
（女性自立支援施設における保護）
- 第5条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。
（協議会）
- 第5条の2 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。
- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第3項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
（秘密保持義務）
- 第5条の3 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
（協議会の定める事項）
- 第5条の4 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が

定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国

家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第12条第1項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第12条第1項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して1年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、

接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第6項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号及び次号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）（第十一号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
- 十 その承諾を得ないで、その所持する位置特

定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

- 十一 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下この号において「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
- 3 第1項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十一号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と

面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して1年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第2項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。
一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成14年法律第26号）第2条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第10条の2 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第18条第1項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第12条第2項第二号及び第18条第1項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して2月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成16年法律第123号）第2条第22号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、6月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居

から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第11条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第12条 接近禁止命令及び第10条第2項から第4項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第10条第3項の規定による命令（以下この号並びに第17条第3項及び第4項において「3項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該3項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げ

る事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時にける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前2項の書面（以下「申立書」という。）に第1項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第1項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治41年法律第53号）第53条第1項又は第59条第3項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、接近禁止命令、第10条第2項から第4項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、こ

れを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまで又は同条第2項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第14条の2 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出席しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第14条の3 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第14条の4 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第4項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この

項及び第3項において同じ。)と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第1項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第1項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第1項の規定によりされた申立て等が第3項に規定するファイルに記録されたときは、第1項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第1項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第五号イからニまで又は同条第2項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が

記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第10条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第10条第2項から第4項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第6項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 3項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して6月を経過した日又は当該3項命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該3項命令を発した裁判所に対し、第10条第3項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該3項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る3項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第3項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第3項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第15条第3項及び前条第7項の規定は、第1項から第3項までの場合について準用する。
(退去等命令の再度の申立て)

第18条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第2項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第18条第1項本文の事情に」と、同条第3項中「事項に」とあるのは「事項並びに第18条第1項本文の事情に」とする。
(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方によっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第20条 削除〔令和5年5月法律30号〕
(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)第1編から第4編までの規定(同法第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第112条第1項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第112条第1項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第113条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
第133条の3第1項	第111条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面	その他これに類する書面

	又は電磁的記録	
第151条第2項及び第231条の2第2項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第160条第1項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第160条第3項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第160条第4項	第2項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第160条の2第1項	前条第2項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第160条の2第2項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第205条第3項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第215条第4項	事項又は第2項の規定によりファイルに	事項

	記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第231条の3第2項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第261条第4項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第3条第3項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 三 第4条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
- 四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第4条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。
（国の負担及び補助）
- 第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
- 二 市町村が前条第2項の規定により支弁した費用
- 第5章の2 補則
（この法律の準用）
- 第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
-----	-----	-----------------------------------

	、被害者	、被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第10条第1項から第4項まで、第10条の2、第11条第2項第二号及び第3項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで並びに第2項第一号及び第二号並びに第18条第1項	配偶者	特定関係者
第10条第1項、第10条の2並びに第12条第1項第一号及び第2項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項まで及び第10条の2の規定によるものを含む。第31条において同じ。）に違反した者は、2年以下の拘禁刑又は200万円以下の罰金に処する。

第30条 第3条第5項又は第5条の3の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

第31条 第12条第1項若しくは第2項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項若しくは第2項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第四号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。
(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第4条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附則〔平成16年6月2日法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成19年7月11日法律第113号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の

保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第3条 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕

附則〔平成25年7月3日法律第72号〕

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正)

2 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

3 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附則〔平成26年4月23日法律第28号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕附則第4条第1項及び第2項、第14条並びに第19条の規定 公布の日

二 第2条並びに附則第3条、第7条から第10条まで、第12条及び第15条から第18条までの規定 平成26年10月1日

三 〔略〕

(政令への委任)

第19条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則〔令和元年6月26日法律第46号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第4条、第7条第1項及び第8条の規定 公布の日

二・三 〔略〕

(その他の経過措置の政令への委任)

第4条 前2条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

〔検討等〕

第8条 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第6条第1項及び第2項の通報の対象となる同条第1項に

規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第10条第1項から第4項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第1項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第1条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第1条第1項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則〔令和4年5月25日法律第52号抄〕
(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 〔前略〕附則〔中略〕第38条の規定 公布の日
二～四 〔略〕
(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
〔令和4年6月17日法律第68号抄〕
(罰則の適用等に関する経過措置)

第441条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第19条第1項の規定又は第82条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第4項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法

第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)
第442条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。
(人の資格に関する経過措置)

第443条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則〔令和4年6月17日法律第68号抄〕
(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法(刑法等の一部を改正する法律=令和4年6月法律第67号)施行日〔令和7年6月1日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第509条の規定 公布の日
二 〔略〕

附則〔令和5年5月19日法律第30号〕
(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第7条の規定 公布の日
二 第21条の改正規定 民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和4年法律第48号。附則第3条において「民事訴訟法等改正法」という。)附則第1条第四号に掲げる規定の施行の日〔令和6年3月1日〕

(保護命令事件に係る経過措置)

第2条 この法律による改正後の配偶者からの暴

力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「新法」という。）第10条及び第10条の2の規定は、この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる保護命令の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた保護命令の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

2 新法第11条第2項及び第3項並びに第12条第1項及び第2項の規定は、施行日以後にされる保護命令の申立てについて適用し、施行日前にされた保護命令の申立てについては、なお従前の例による。

3 新法第18条第1項の規定は、施行日以後にされる同項に規定する再度の申立てに係る事件について適用し、施行日前にされた同項に規定する再度の申立てに係る事件については、なお従前の例による。

（民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間の経過措置）

第3条 新法第14条の2から第14条の4までの規定は、民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間は、適用しない。

2 附則第1条第二号に規定する規定の施行の日から民事訴訟法等改正法の施行の日の前日までの間における新法第21条の規定の適用については、同条中「第71条第2項、第91条の2、第92条第9項及び第10項、第92条の2第2項、第94条、第100条第2項、第1編第5章第4節第3款、第111条、第1編第7章、第133条の2第5項及び第6項、第133条の3第2項、第151条第3項、第160条第2項、第185条第3項、第205条第2項、第215条第2項、第227条第2項並びに第232条の2の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする」とあるのは、「第87条の2の規定を除く。）を準用する」とする。

（罰則の適用に関する経過措置）

第4条 刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における新法第30条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。（銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正）

第5条 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（民事訴訟費用等に関する法律の一部改正）

第6条 民事訴訟費用等に関する法律（昭和46年法律第40号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

（政令への委任）

第7条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（検討）

第8条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則〔令和5年6月14日法律第53号抄〕

（手続費用額の確定手続に関する経過措置）

第186条 前条の規定による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（第197条及び第198条において「改正後配偶者暴力防止法」という。）第21条において準用する民事訴訟法（以下この節において「準用民事訴訟法」という。）第71条第2項の規定は、施行日以後に開始される保護命令の申立てに係る事件（以下この節において「改正後保護命令事件」という。）における保護命令に関する手続の費用の負担の額を定める申立てについて、適用する。（期日の呼出しに関する経過措置）

第187条 準用民事訴訟法第94条の規定は、改正後保護命令事件における期日の呼出しについて適用し、施行日前に開始された保護命令の申立てに係る事件（以下この節において「改正前保護命令事件」という。）における期日の呼出しについては、なお従前の例による。

（送達報告書に関する経過措置）

第188条 準用民事訴訟法第100条第2項の規定は、改正後保護命令事件における送達報告書の提出について、適用する。

（公示送達の方法に関する経過措置）

第189条 準用民事訴訟法第111条から第113条までの規定は、改正後保護命令事件における公示送達について適用し、改正前保護命令事件における公示送達については、なお従前の例による。

（電子情報処理組織による申立て等に関する経過措置）

第190条 準用民事訴訟法第1編第7章の規定（準用民事訴訟法第132条の13の規定を除く。）は、改正後保護命令事件における準用民事訴訟法第132条の10第1項に規定する申立て等について適用し、改正前保護命令事件における第185条の規定による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第14条の4第1項に規定する申立て等については、同条の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。（釈明処分による電磁的記録の提出に関する経過

措置)

第191条 準用民事訴訟法第151条第2項の規定は、改正後保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出について適用し、改正前保護命令事件における釈明処分による電磁的記録の提出については、なお従前の例による。

(口頭弁論調書に関する経過措置)

第192条 準用民事訴訟法第160条の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記録及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の作成、記載及び口頭弁論の方式に関する規定の遵守に係る証明については、なお従前の例による。

2 準用民事訴訟法第160条の二の規定は、改正後保護命令事件における口頭弁論調書の更正について適用し、改正前保護命令事件における口頭弁論調書の更正については、なお従前の例による。

(尋問に代わる書面の提出等に関する経過措置)

第193条 準用民事訴訟法第205条第2項及び第215条第2項(準用民事訴訟法第218条第1項において準用する場合を含む。)の規定は、改正後保護命令事件における証人の尋問に代わる書面の提出又は鑑定人の書面による意見の陳述に代わる意見の陳述の方式若しくは鑑定の嘱託を受けた者による鑑定書の提出について、適用する。

(電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べに関する経過措置)

第194条 準用民事訴訟法第231条の2第2項及び第231条の3第2項の規定は、改正後保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについて適用し、改正前保護命令事件における電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べについては、なお従前の例による。

(電子決定書の作成に関する経過措置)

第195条 準用民事訴訟法第122条において準用する準用民事訴訟法第252条及び第253条の規定は、改正後保護命令事件における電子決定書の作成について適用し、改正前保護命令事件における決定書の作成については、なお従前の例による。

(申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録に関する経過措置)

第196条 準用民事訴訟法第261条第4項の規定は、改正後保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の電子調書の記録について適用し、改正前保護命令事件における申立ての取下げが口頭でされた場合における期日の調書の記載については、なお従前の例による。

(事件に関する事項の証明に関する経過措置)

第197条 改正後配偶者暴力防止法第19条の3の規定は、改正後保護命令事件に関する事項の証明について適用し、改正前保護命令事件に関する事項の証明については、なお従前の例による。

(接近禁止命令等の申立て等に関する経過措置)

第198条 第二号施行日から施行日の前日までの間における改正後配偶者暴力防止法第12条第3項の規定の適用については、同項中「記載し、又は記録した書面又は電磁的記録」とあるのは「記載した書面」と、「第53条第1項又は第59条第3項」とあるのは「第53条第1項」とする。

(罰則に関する経過措置)

第387条 この法律(附則第二号及び第三号に掲げる規定については、当該各規定)の施行前にした行為並びにこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる場合及びなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第388条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第389条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の民事執行法その他の法律の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附則〔令和5年6月14日法律第53号〕

この法律は、公布の日から起算して5年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 〔前略〕第388条の規定 公布の日

二 〔前略〕第185条中配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第12条第3項の改正規定、第198条の規定並びに第387条の規定 公布の日から起算して2年6月を超えない範囲内において政令で定める日〔令和7年7月政令262号により、令和7・10・1から施行〕

三 〔略〕

附則〔令和7年12月10日法律第84号〕

この法律は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

■ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

発令：令和4年5月25日号外法律第52号
最終改正：令和4年6月17日号外法律第68号

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
 - 第2章 基本方針及び都道府県基本計画等（第7条・第8条）
 - 第3章 女性相談支援センターによる支援等（第9条—第15条）
 - 第4章 雑則（第16条—第22条）
 - 第5章 罰則（第23条）
- 附則

第1章 総則 （目的）

第1条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実

現に資することを旨とすること。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第2条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成16年法律第74号）第13条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第3条第1項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第2章 基本方針及び都道府県基本計画等 （基本方針）

第7条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項
 - 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項
- 3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政

機関の長に協議しなければならない。

- 4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第8条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針
- 二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第3章 女性相談支援センターによる支援等 (女性相談支援センター)

第9条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第11条第1項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第12条第1項において同じ。）の緊急時における安全の確

保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第3項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第3項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第3項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第10条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であって配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第6条の3第18項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第23条第2項に規定する母子保護の実施が適当であると認めるときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第20条第1項（第四号から第六号までを除く。）並びに第22条第1項及び第2項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第20条第2項及び第22条第2項第2号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

（女性自立支援施設）

第12条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」という。）を目的とする施設（以下「女性自立支援施設」という。）を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

（民間の団体との協働による支援）

第13条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

（民生委員等の協力）

第14条 民生委員法（昭和23年法律第198号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）

に定める人権擁護委員、保護司法（昭和25年法律第204号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成7年法律第86号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

（支援調整会議）

第15条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第9条第7項又は第12条第2項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第4章 雑則

（教育及び啓発）

第16条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵（かん）養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切

に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第17条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第18条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第19条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第20条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 女性相談支援センターが行う第9条第3項第二号の一時保護(同条第7項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第13条第1項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第13条第2項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第21条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の4分の3以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第13条第1項又は第2項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第1項第六号の委託及び同条第3項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第22条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。)

二 市町村が第20条第2項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第20条第1項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第3項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第2項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第5章 罰則

第23条 第9条第8項又は第15条第5項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第3条、第5条及び第38条の規定 公布の日

二 附則第34条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和4年法律第66号)の公布の日のいずれか遅い日

三 附則第35条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の公布の日のいずれか遅い日

四 附則第36条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和4年法律第68号)の公布の日のいずれか遅い日

(検討)

第2条 政府は、この法律の公布後3年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(準備行為)

第3条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、第7条第1項から第3項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第4項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第7条第1項から第3項までの規定により定められ、同条第4項の規定により公表された基本方針とみなす。

(売春防止法の一部改正)

第4条 売春防止法(昭和31年法律第118号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(補導処分に付された者に係る措置)

第5条 政府は、前条の規定による改正前の売春防止法(以下「旧売春防止法」という。)第17条の規定により補導処分に付された者であって、施行日前に婦人補導院(附則第10条の規定による廃止前の婦人補導院法(昭和33年法律第十七号。附則第11条において「旧婦人補導院法」という。))第1条第1項に規定する婦人補導院をいう。以下同じ。)から退院し、又は旧売春防止法第30条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者以外のものが、施行日以後において必要に応じてこの法律に基づく支援を受けることができるよう、その者に対する当該支援に関する情報の提供、関係機関の連携を図るための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第6条 前条の者であって施行日前に婦人補導院に収容されたものについては、この法律の施行の時に刑の執行猶予の期間を経過したものとみなす。

2 旧売春防止法第5条の罪と他の罪とにつき懲役又は禁錮に処せられ、旧売春防止法第17条の規定により補導処分に付された者については、刑法(明治40年法律第45号)第54条第1項の規定により旧売春防止法第5条の罪の刑によって処断された場合を除き、前項の規定を適用しない。

第7条 施行日前に婦人補導院から退院した者及び旧売春防止法第30条の規定により補導処分の執行を受け終わったものとされた者に係る更生緊急保護(更生保護法(平成19年法律第88号)第85条第1項に規定する更生緊急保護をいう。次項において同じ。)及び刑執行終了者等に対する援助(刑法等の一部を改正する法律第6条の規定による改正後の更生保護法第88条の2に規定する援助をいう。同項において同じ。)については、なお従前の例による。ただし、更生保護法第86条第3項の規定は、適用しない。

2 前条第1項に規定する者に係る更生緊急保護及び刑執行終了者等に対する援助については、前項に規定する者の例による。

(婦人相談所に関する経過措置等)

第8条 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第34条第1項に規定する婦人相談所は、女性相談支援センターとみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条第3項第三号の一時保護及びその委託は、第9条第7項の規定により行われる同条第3項第二号の一時保護及びその委託とみなす。

2 この法律の施行後に行われる女性相談支援員の任用に当たっては、この法律の施行の際現に旧売春防止法第35条第1項又は第2項の規定により婦人相談員を委嘱されている者については、第11条第3項に規定する人材として、その登用に特に配慮しなければならない。

3 この法律の施行の際現に存する旧売春防止法第36条に規定する婦人保護施設は、女性自立支援施設とみなす。この場合において、この法律の施行の際現に行われている同条の収容保護及びその委託は、第12条第2項の規定により行われる自立支援及びその委託とみなす。

(旧売春防止法に規定する費用に関する経過措置)

第9条 施行日前に行われ、又は行われるべきであった旧売春防止法第38条に規定する費用についての都道府県及び市の支弁並びに国の負担及び補助並びに旧売春防止法第39条に規定する費用についての都道府県の補助については、なお従前の例による。

(婦人補導院法の廃止)

第10条 婦人補導院法は、廃止する。

(婦人補導院法の廃止に伴う経過措置)

第11条 旧婦人補導院法第12条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第19条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(地方自治法の一部改正)

第12条 地方自治法の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(児童福祉法の一部改正)
第13条 児童福祉法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(地方財政法及びストーカー行為等の規制等に関する法律の一部改正)
第14条 次に掲げる法律の規定中「婦人相談所」を「女性相談支援センター」に改める。
一 地方財政法(昭和23年法律第109号)第10条第十号
二 ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第9条第1項
(公職選挙法及び日本国憲法の改正手続に関する法律の一部改正)
第15条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所若しくは婦人補導院」を「若しくは少年鑑別所」に改める。
一 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2第1項第三号
二 日本国憲法の改正手続に関する法律(平成19年法律第51号)第60条第1項第三号
(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正)
第16条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(電波法の一部改正)
第17条 電波法(昭和25年法律第131号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(社会福祉法の一部改正)
第18条 社会福祉法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(出入国管理及び難民認定法の一部改正)
第19条 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(麻薬及び向精神薬取締法等の一部改正)
第20条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所及び婦人補導院」を「及び少年鑑別所」に改める。
一 麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第十四号)第58条の5
二 矯正医官の兼業の特例等に関する法律(平成27年法律第62号)第2条第一号
三 再犯の防止等の推進に関する法律(平成28年法律第104号)第3条第2項
(国家公務員共済組合法の一部改正)
第21条 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(矯正医官修学資金貸与法の一部改正)
第22条 矯正医官修学資金貸与法(昭和36年法律第23号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕
(激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
第23条 激甚(じん)災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(母子及び父子並びに寡婦福祉法の一部改正)
第24条 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(児童手当法の一部改正)
第25条 児童手当法(昭和46年法律第73号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(行政手続法及び行政不服審査法の一部改正)
第26条 次に掲げる法律の規定中「、少年鑑別所又は婦人補導院」を「又は少年鑑別所」に改める。
一 行政手続法(平成5年法律第88号)第3条第1項第八号
二 行政不服審査法(平成26年法律第68号)第7条第1項第九号
(更生保護事業法の一部改正)
第27条 更生保護事業法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(更生保護事業法の一部改正に伴う経過措置)
第28条 施行日前に婦人補導院に収容された者については、施行日以後は、更生保護事業法第2条第5項に規定する被保護者とみなす。
(児童虐待の防止等に関する法律の一部改正)
第29条 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正)
第30条 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(更生保護法の一部改正)
第31条 更生保護法の一部を次のように改正する。
〔次のよう略〕
(更生保護法の一部改正に伴う調整規定)
第32条 施行日が刑法等の一部を改正する法律附則第1項第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条のうち更生保護法第16条中第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号とする改正規定中「第七号を削り、第八号を第七号とし、第九号を第八号」とあるのは、「第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号」とする。
(平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法の一部改正)

第33条 平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法(平成23年法律第107号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(児童福祉法等の一部を改正する法律の一部改正)

第34条 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(刑法等の一部を改正する法律の一部改正)

第35条 刑法等の一部を改正する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部改正)

第36条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(法務省設置法の一部改正)

第37条 法務省設置法(平成十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(政令への委任)

第38条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則〔令和4年6月15日法律第66号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、令和6年4月1日から施行する。〔後略〕

(罰則に関する経過措置)

第16条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第17条 附則第3条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則〔令和4年6月17日法律第68号抄〕

(罰則の適用等に関する経過措置)

第441条 刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第19条第1項

の規定又は第82条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第25条第4項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第2条の規定による改正前の刑法(明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。)第12条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第13条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第16条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第20条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第442条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第443条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第509条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則〔令和4年6月17日法律第68号抄〕

(施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法(刑法等の一部を改正する法律=令和4年6月法律第67号)施行日〔令和7年6月1日〕から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第509条の規定 公布の日

二 〔略〕

6 男女共同参画のあゆみ

年	世界	国	旭川市
1945年 昭和20年	6月 国連憲章採択 10月 国連発足	11月 衆議院議員選挙法改正 (婦人参政権の付与)	
1946年 昭和21年	6月 国連に「婦人の地位 委員会」設置	4月 衆議院議員選挙で女性議員 が39人当選	
1947年 昭和22年	2月 第1回国連婦人の地 位委員会(以降、毎年2 ~3月に年次会合開催)	5月 日本国憲法施行	
1972年 昭和47年	12月 1975年を国際婦人 年とすることを宣言	7月 勤労福祉婦人法施行	
1975年 昭和50年	6月 国際婦人年世界会議 (メキシコシティ)開催 「世界行動計画」採択 12月 国連婦人の十年('76 -'85)決定	9月 婦人問題企画推進本部及び 推進会議設置、婦人問題担当室 設置	4月 大雪婦人会館開館
1976年 昭和51年	4月 ILO婦人労働問題 担当室設置	4月 育児休業法施行(女子教 員・看護婦・保母を対象) 6月 民法の一部を改正する法律 施行(離婚復氏制度)	
1977年 昭和52年		1月 国内行動計画策定 10月 国内行動計画前期重点目 標決定、国立婦人教育会館開館	
1978年 昭和53年		1月 国内行動計画第1回報告書 発表	
1979年 昭和54年	11月 国連婦人の十年 ESCAP 地域政府間準備会 議(ニューデリー)開催 12月 女子差別撤廃条約採 択		
1980年 昭和55年	7月 国際婦人の十年中間 年世界会議(コペンハー ゲン)開催、後半期行動 プログラム採択、女性差 別撤廃条約署名式	5月 国内行動計画第2回報告書 発表 6月 女子差別撤廃条約への署名 決定	
1981年 昭和56年	9月 女子差別撤廃条約発 効	1月 民法及び家事審判法の一部 を改正する法律施行(配偶者の 法定相続分引上げ) 5月 国内行動計画後期重点目 標発表	1月 婦人青少年室設置 5月 旭川市婦人行政連 絡会議設置
1983年 昭和58年		12月 婦人少年問題審議会婦人 労働部会「男女雇用平等法審 議」中間報告	4月 旭川市等の私的諮 問機関として旭川市婦 人行政推進懇話会設置

年	国連	国	旭川市
1984年 昭和59年	3月 ナイロビ世界会議のための ESCAP 地域政府間準備会議（東京）開催	3月 アジア太平洋地域婦人シンポジウム開催	
1985年 昭和60年	7月 国連婦人の十年ナイロビ世界会議（ナイロビ）開催、婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略採択	1月 国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律施行（国籍の父母両系主義等） 6月 男女雇用機会均等法成立、女子差別撤廃条約批准	
1986年 昭和61年		2月 婦人問題企画推進会議に替え婦人問題企画推進有識者会議設置 4月 男女雇用機会均等法施行 10月 国民年金法等の一部を改正する法律施行	
1987年 昭和62年		5月 西暦2000年に向けての新国内行動計画策定	3月 旭川市婦人行政の指針策定
1988年 昭和63年			11月 旭川市ときわ市民ホール開館
1989年 平成元年	12月 1994年を国際家族年とすることを採択		
1990年 平成2年	5月 ナイロビ将来戦略の実施に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論採択		
1991年 平成3年	5月 海外経済協力基金（OECD）「開発と女性」配慮のための指針策定	5月 育児休業法成立、西暦2000年に向けての新国内行動計画第1次改訂	
1992年 平成4年		4月 育児休業法施行 12月 婦人問題担当大臣任命	
1993年 平成5年		1月 第1回婦人問題に関する全国女性リーダー会議開催 4月 中学校での家庭科の男女必修実施 12月 パートタイム労働法施行（6月成立）	
1994年 平成6年	4月 「開発と女性」に関する第2回アジア・太平洋大臣会議（ジャカルタ）開催 9月 国際人口開発会議（カイロ）開催	4月 高等学校での家庭科の男女必修実施 6月 男女共同参画室設置、男女共同参画審議会設置 7月 男女共同参画推進本部設置	
1995年 平成7年	9月 第4回世界女性会議（北京）開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	6月 育児休業法改正（介護休業制度の法制化）	3月 旭川市女性計画懇話会設置 4月 女性青少年室へ課名変更
1996年 平成8年		12月 男女共同参画2000年プラン策定	

年	国連	国	旭川市
1997年 平成9年		6月 男女雇用機会均等法改正	3月 男女共同参画を 目指す旭川女性プラン策 定 12月 機構改革により 生活交流部女性政策課 へ課名変更
1998年 平成10年			3月 旭川市女性プラン 推進懇話会設置 6月 活動スペース「ハ ーモニー」開設
1999年 平成11年		6月 男女共同参画社会基本法 施行	
2000年 平成12年	6月 国連特別総会女性 2000年会議（「北京+ 5」）開催	12月 男女共同参画基本計画決 定	
2001年 平成13年		1月 内閣府男女共同参画局、 男女共同参画会議設置 7月 「仕事と子育ての両立支 援策の方針について」閣議決 定 10月 配偶者暴力防止法施行 11月 育児・介護休業法一部改 正	11月 機構改革により 男女共同参画推進課に 課名変更
2003年 平成15年		7月 第4回、5回女性差別撤 廃条約実施状況報告審議 7月 次世代育成支援対策推進 法成立	3月 旭川市男女平等を 実現し男女共同参画を 推進する条例制定 8月 旭川市男女平等を 実現し男女共同参画を 推進する条例による苦 情処理委員設置 11月 旭川市男女共同 参画審議会設置
2004年 平成16年		4月 男女共同参画推進本部決 定「女性国家公務員の採用・ 登用の拡大等について」 6月 配偶者暴力防止法改正	
2005年 平成17年	2月 第49回国連婦人の地 位委員会（「北京+10」閣 僚級会合）開催	4月 改正育児・介護休業法施 行 12月 第2次男女共同参画基本 計画決定	5月 旭川市次世代育成 支援特定事業主行動計 画策定、基本計画調査 審議 8月 市長への答申
2006年 平成18年			3月 あさひかわ男女共 同参画基本計画2006 策定

年	国連	国	旭川市
2007年 平成19年		4月 改正男女雇用機会均等法施行 7月 配偶者暴力防止法改正 12月 ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008年 平成20年		1月 改正配偶者暴力防止法施行、同法に基づく基本方針の改定 4月 パートタイム労働法改正 12月 次世代育成支援対策推進法改正	5月 機構改革により政策調整課に「男女共同参画担当課長」設置
2009年 平成21年	8月 国連女子差別撤廃委員会最終見解発表	4月 男女共同参画シンボルマーク決定 12月 「女性首長大集合！～地域・子育て・男女共同参画～」開催	10月 旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画策定
2010年 平成22年	2月 第54回国連婦人の地位委員会（「北京+15」記念会合）開催	4月 第3次男女共同参画基本計画策定に向けて（中間整理）発表 12月 第3次男女共同参画基本計画決定	2月 旭川市次世代育成支援行動計画前期計画策定 3月 旭川市次世代育成支援特定事業主行動計画後期計画策定 4月 旭川市配偶者暴力相談支援センター開設 10月 あさひかわ男女共同参画基本計画策定
2011年 平成23年	1月 ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）発足		
2012年 平成24年		6月 「女性活躍促進による経済活性化」行動計画策定 7月 「日本再生戦略」閣議決定 8月 子ども・子育て関連3法成立	
2013年 平成25年	9月 第68回国連総会（ニューヨーク）開催	2月 若者・女性活躍推進フォーラム開催 5月 「我が国の若者・女性の活躍推進のための提言」取りまとめ 6月 「日本再興戦略」閣議決定 7月 配偶者暴力防止法改正	3月 旭川市次世代育成支援行動計画後期計画策定

年	国連	国	旭川市
2014年 平成26年	3月 第58回国連婦人の地位委員会開催（「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択）	4月 次世代育成支援対策推進法改正 4月 パートタイム労働法改正 6月 「日本再興戦略改定2014」閣議決定 9月 女性活躍担当大臣設置、女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!2014）開催	10月 第2次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画策定
2015年 平成27年	3月 第59回国連女性の地位委員会（「北京+20」記念会合）開催 9月 「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択	6月 「日本再興戦略改定2015」閣議決定 8月 女性活躍推進法成立 女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム（WAW!2015）開催 12月 第4次男女共同参画基本計画決定	3月 旭川市子ども・子育てプラン策定、あさひかわ男女共同参画シンボルマーク決定 4月 第2次旭川市次世代育成支援特定事業主行動計画前期計画策定
2016年 平成28年	5月 G7伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のためのG7行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ（WINDS）」に合意	3月 男女雇用機会均等法改正 3月 育児・介護休業法改正 4月 女性活躍推進法施行 6月 刑法改正 6月 「日本再興戦略2016」閣議決定 12月 国際女性会議 WAW!2016（第3回）開催	4月 旭川市特定事業主行動計画策定 7月 旭川市男女共同参画基本計画中間見直し版策定
2017年 平成29年		1月 男女雇用機会均等法改正 1月 育児・介護休業法改正 7月 「未来投資戦略2017」閣議決定 12月 国際女性会議 WAW!2017（第4回）開催	
2018年 平成30年		5月 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律公布・施行 6月 「未来投資戦略2018」閣議決定 7月 働き方改革関連法公布	3月 旭川市子ども・子育てプラン改定
2019年 平成31 /令和元年	11月 ESCAP 北京+25に関するアジア太平洋閣僚会合開催	3月 国際女性会議 WAW!/W20（第5回）開催 5月 女性活躍推進法改正 6月 配偶者暴力防止法改正 12月 育児・介護休業法改正	3月 第3次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画策定

年	国連	国	旭川市
2020年 令和2年	3月 第64回国連女性の地位委員会（「北京+25」記念会合）開催 10月 第75回国連総会「第4回世界女性会議25周年記念ハイレベル会合」開催	6月 改正労働施策総合推進法公布 12月 第5次男女共同参画基本計画決定	3月 第2期旭川市子ども・子育てプラン策定
2021年 令和3年		6月 育児・介護休業法改正 6月 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律一部改正	3月 第2次あさひかわ男女共同参画基本計画策定
2022年 令和4年		5月 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律公布 6月 AV出演被害防止・救済法施行 12月 国際女性会議 WAW!2022（第6回）開催	4月 総合政策部に市制100年・女性活躍担当部長を新設
2023年 令和5年	6月 G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合	5月 配偶者暴力防止法改正 5月 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律施行 12月 第5次男女共同参画基本計画の一部変更	4月 機構改革により女性活躍推進部女性活躍推進課を新設
2024年 令和6年		4月 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律施行 5月 育児・介護休業法改正	3月 第4次旭川市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する防止計画策定
2025年 令和7年	3月 第69回国連女性の地位委員会（「北京+30」記念会合）開催	6月 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律公布	3月 旭川市こども計画策定
2026年 令和8年		令和7年度内 第6次男女共同参画基本計画決定	3月 旭川ジェンダー平等プラン～みんな安心・未来計画～ 策定



**ASAHIKAWA
CITY**

旭川市ジェンダー平等プラン～みんな安心・未来計画～
(令和8年度～12年度)

発行年月 令和8年(2026年)3月

発行 旭川市こども・女性・若者未来部 女性・若者応援課
(策定時：旭川市女性活躍推進部女性活躍推進課)

〒070-8525 旭川市7条通9丁目48番地

TEL 0166-25-9785

[https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/751/
752/d056768.html](https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/700/735/751/752/d056768.html)

